



# 栃木県公報

平成31(2019)年  
3月29日(金)  
号 外  
第 14 号

## 目 次

### 規 則

- 栃木県家畜保健衛生所手数料規則等の一部改正..... 1
- 栃木県立衛生福祉大学校規則の一部改正..... 48
- 県が経営する水道用水供給事業の水道技術管理者の資格等を定める条例施行規則の一部改正..... 51

### 告 示

- 栃木県病院事業の設置等に関する条例の規定により知事が定める金額の告示の一部改正..... 52

### 教 育 委 員 会

- 栃木県立美術館管理規則及び栃木県立博物館管理規則の一部改正..... 53

## 規 則

### 栃木県規則第十六号

栃木県家畜保健衛生所手数料規則等の一部を改正する規則を次のように定める。  
平成三十一年三月二十九日

栃木県知事 福田 富一

### 栃木県家畜保健衛生所手数料規則等の一部を改正する規則

(栃木県家畜保健衛生所手数料規則の一部改正)

**第一条** 栃木県家畜保健衛生所手数料規則(昭和二十四年栃木県規則第八十二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後					改正前				
別記(第一条関係) 細目表					別記(第一条関係) 細目表				
番号	種 別	金 額	備考		番号	種 別	金 額	備考	
略					略				
1	初 診	<u>二二〇</u> 円			1	初 診	二二〇円		
2	往 診	<u>五五〇</u>			2	往 診	五四〇		
略					略				
3	診 断 書	<u>五五〇</u>	略		3	診 断 書	五四〇	略	
4	検 案 書	<u>五五〇</u>			4	検 案 書	五四〇		
5	と畜証明書	<u>五五〇</u>	略		5	と畜証明書	五四〇	略	

5 の 2	処方箋又は 指示書	五五〇	略
略			
6	微生物簡易 検査	五四〇	略
7	血液検査	七一〇	
8	血清学的検査	一三八〇	略
9	生化学的検査	五五〇	略
10	寄生虫検査	三三〇	略
11	細菌検査	二四六〇	略
12	ウイルス学的 検査	三〇二〇	略
13	遺伝子検査	二四八〇	略
13 の 2	抗体検査	六四〇	略
14	牛のブルセラ 病検査	三三〇	略
15	牛の結核病 検査	三三〇	略
16	牛のヨーネ病 検査	六二〇	略
16 の 2	豚のオーエス キー病検査	三三〇	略
17	馬の伝染性 貧血検査	一五五〇	略
略			
18 の 2	ビタミン検査	六二〇	略
18 の 3	乳汁検査	九五〇	略
19	その他の検査	一六七〇	略
略			
20	検査	三三〇	
21	投薬	一三三〇	
22	注射	七九〇	略
略			

5 の 2	処方箋又は 指示書	五四〇	略
略			
6	微生物簡易 検査	五三〇	略
7	血液検査	七〇〇	
8	血清学的検査	一三六〇	略
9	生化学的検査	五四〇	略
10	寄生虫検査	三三〇	略
11	細菌検査	二四二〇	略
12	ウイルス学的 検査	一九七〇	略
13	遺伝子検査	二四四〇	略
13 の 2	抗体検査	六三〇	略
14	牛のブルセラ 病検査	三三〇	略
15	牛の結核病 検査	三三〇	略
16	牛のヨーネ病 検査	六一〇	略
16 の 2	豚のオーエス キー病検査	三三〇	略
17	馬の伝染性 貧血検査	一五三〇	略
略			
18 の 2	ビタミン検査	六一〇	略
18 の 3	乳汁検査	九四〇	略
19	その他の検査	一六四〇	略
略			
20	検査	三三〇	
21	投薬	一三三〇	
22	注射	七八〇	略
略			

(栃木県家畜人工授精用精液配布規則の一部改正)

**第二条** 栃木県家畜人工授精用精液配布規則(昭和三十八年栃木県規則第五十二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表(第2条関係) 液状精液の配布価格			別表(第2条関係) 液状精液の配布価格		
種類	金額	摘要	種類	金額	摘要
豚	<u>1,100円</u>	略	豚	<u>1,080円</u>	略

(栃木県林業センター設置、管理及び使用料条例施行規則の一部改正)

**第三条** 栃木県林業センター設置、管理及び使用料条例施行規則(昭和四十年栃木県規則第六十五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表(第8条関係) 1 木材加工試験用設備及び機器			別表(第8条関係) 1 木材加工試験用設備及び機器		
区分	名 称	使用料	区分	名 称	使用料
製材加工 機器類	略	略	製材加工 機器類	略	略
	テーブル帯のこ盤	<u>250円</u>		テーブル帯のこ盤	<u>240円</u>
	略	略		略	略
	モルダー	<u>900円</u>		モルダー	<u>890円</u>
	リップソー	<u>230円</u>		リップソー	<u>220円</u>
集成材等 加工 機器類	略	略	集成材等 加工 機器類	略	略
	コールドプレス(幅はぎ用)	<u>260円</u>		コールドプレス(幅はぎ用)	<u>250円</u>
	フィンガージョインター	<u>1,190円</u>		フィンガージョインター	<u>1,170円</u>
	略	略		略	略
木材 乾燥 機器 類	実大木材乾燥機	<u>880円</u>	木材 乾燥 機器 類	実大木材乾燥機	<u>870円</u>
	スケジュール開発用木材乾燥機	<u>1,440円</u>		スケジュール開発用木材乾燥機	<u>1,420円</u>

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">防腐 難燃 処理 機器 類</td> <td style="width: 33%;">略</td> <td style="width: 33%;">略</td> </tr> <tr> <td></td> <td>真空加圧含浸装置</td> <td style="text-align: right;"><u>830円</u></td> </tr> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">2 木材性能試験用設備及び機器</td> </tr> <tr> <td>区分</td> <td>名 称</td> <td>使用料</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">強度 試験 機器 類</td> <td>壁せん断試験機</td> <td style="text-align: right;"><u>1,030円</u></td> </tr> <tr> <td>グレーディングマシン</td> <td style="text-align: right;"><u>1,650円</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>複合型実大製材品強度試験機</td> <td style="text-align: right;"><u>3,820円</u></td> </tr> <tr> <td>木材万能試験機</td> <td style="text-align: right;"><u>810円</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">材料 保存 機器 類</td> <td>恒温恒湿器</td> <td style="text-align: right;"><u>640円</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">材質 測定 機器 類</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>表面粗さ計</td> <td style="text-align: right;"><u>320円</u></td> </tr> <tr> <td>分光式色差計</td> <td style="text-align: right;"><u>310円</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>木材耐候性試験機</td> <td style="text-align: right;"><u>1,370円</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> </table>	防腐 難燃 処理 機器 類	略	略		真空加圧含浸装置	<u>830円</u>	略			2 木材性能試験用設備及び機器			区分	名 称	使用料	強度 試験 機器 類	壁せん断試験機	<u>1,030円</u>	グレーディングマシン	<u>1,650円</u>	略	略	複合型実大製材品強度試験機	<u>3,820円</u>	木材万能試験機	<u>810円</u>	材料 保存 機器 類	恒温恒湿器	<u>640円</u>	略	略	材質 測定 機器 類	略	略	表面粗さ計	<u>320円</u>	分光式色差計	<u>310円</u>	略	略	木材耐候性試験機	<u>1,370円</u>	略	略	略			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">防腐 難燃 処理 機器 類</td> <td style="width: 33%;">略</td> <td style="width: 33%;">略</td> </tr> <tr> <td></td> <td>真空加圧含浸装置</td> <td style="text-align: right;"><u>820円</u></td> </tr> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">2 木材性能試験用設備及び機器</td> </tr> <tr> <td>区分</td> <td>名 称</td> <td>使用料</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">強度 試験 機器 類</td> <td>壁せん断試験機</td> <td style="text-align: right;"><u>1,020円</u></td> </tr> <tr> <td>グレーディングマシン</td> <td style="text-align: right;"><u>1,620円</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>複合型実大製材品強度試験機</td> <td style="text-align: right;"><u>3,760円</u></td> </tr> <tr> <td>木材万能試験機</td> <td style="text-align: right;"><u>800円</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">材料 保存 機器 類</td> <td>恒温恒湿器</td> <td style="text-align: right;"><u>630円</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">材質 測定 機器 類</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>表面粗さ計</td> <td style="text-align: right;"><u>310円</u></td> </tr> <tr> <td>分光式色差計</td> <td style="text-align: right;"><u>300円</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>木材耐候性試験機</td> <td style="text-align: right;"><u>1,350円</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> </table>	防腐 難燃 処理 機器 類	略	略		真空加圧含浸装置	<u>820円</u>	略			2 木材性能試験用設備及び機器			区分	名 称	使用料	強度 試験 機器 類	壁せん断試験機	<u>1,020円</u>	グレーディングマシン	<u>1,620円</u>	略	略	複合型実大製材品強度試験機	<u>3,760円</u>	木材万能試験機	<u>800円</u>	材料 保存 機器 類	恒温恒湿器	<u>630円</u>	略	略	材質 測定 機器 類	略	略	表面粗さ計	<u>310円</u>	分光式色差計	<u>300円</u>	略	略	木材耐候性試験機	<u>1,350円</u>	略	略	略		
防腐 難燃 処理 機器 類	略	略																																																																																													
	真空加圧含浸装置	<u>830円</u>																																																																																													
略																																																																																															
2 木材性能試験用設備及び機器																																																																																															
区分	名 称	使用料																																																																																													
強度 試験 機器 類	壁せん断試験機	<u>1,030円</u>																																																																																													
	グレーディングマシン	<u>1,650円</u>																																																																																													
	略	略																																																																																													
	複合型実大製材品強度試験機	<u>3,820円</u>																																																																																													
	木材万能試験機	<u>810円</u>																																																																																													
材料 保存 機器 類	恒温恒湿器	<u>640円</u>																																																																																													
	略	略																																																																																													
材質 測定 機器 類	略	略																																																																																													
	表面粗さ計	<u>320円</u>																																																																																													
	分光式色差計	<u>310円</u>																																																																																													
	略	略																																																																																													
	木材耐候性試験機	<u>1,370円</u>																																																																																													
	略	略																																																																																													
略																																																																																															
防腐 難燃 処理 機器 類	略	略																																																																																													
	真空加圧含浸装置	<u>820円</u>																																																																																													
略																																																																																															
2 木材性能試験用設備及び機器																																																																																															
区分	名 称	使用料																																																																																													
強度 試験 機器 類	壁せん断試験機	<u>1,020円</u>																																																																																													
	グレーディングマシン	<u>1,620円</u>																																																																																													
	略	略																																																																																													
	複合型実大製材品強度試験機	<u>3,760円</u>																																																																																													
	木材万能試験機	<u>800円</u>																																																																																													
材料 保存 機器 類	恒温恒湿器	<u>630円</u>																																																																																													
	略	略																																																																																													
材質 測定 機器 類	略	略																																																																																													
	表面粗さ計	<u>310円</u>																																																																																													
	分光式色差計	<u>300円</u>																																																																																													
	略	略																																																																																													
	木材耐候性試験機	<u>1,350円</u>																																																																																													
	略	略																																																																																													
略																																																																																															

(栃木県都市公園条例施行規則の一部改正)

**第四条** 栃木県都市公園条例施行規則（昭和四十九年栃木県規則第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(行為の許可の申請書)	(行為の許可の申請書)

**第五条 略**

2 条例第三条第二項に規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 四 略

五 興行を行う場合 興行時間、開催回数、収容予定人員、料金、興行のため使用する物品及び機械並びに現場責任者の住所及び氏名

六 八 略

(許可証の交付)

**第八条 略**

2 指定管理者は、条例第七条第三項本文の規定により、有料公園施設の利用の許可を受けた者に対し有料公園施設利用(使用)許可証(様式第十四号)、有料公園施設(合宿所)使用許可証(様式第十五号)又は有料公園施設(オートキャンプ場)利用許可証(様式第十五号の二)を交付するものとし、同項ただし書の規定により個人で陸上競技場、水泳場、相撲場、トレーニングセンター若しくは運動広場を利用しようとする者又はフィールドアスレチック施設、一万円プール、水上アスレチック施設、ローラースケート場、ハング・パラグライダー場(附属設備を含む。)、パークゴルフ場、グラウンドゴルフ場、ディスクゴルフ場、遊戯施設、教養施設、展望施設、園内移動用施設若しくは駐車場を利用しようとする者に対しては、利用券を交付するものとする。

**第五条 略**

2 条例第三条第二項に規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 四 略

五 興業を行う場合 興業時間、開催回数、収容予定人員、料金、興業のため使用する物品及び機械並びに現場責任者の住所及び氏名

六 八 略

(許可証の交付)

**第八条 略**

2 指定管理者は、条例第七条第三項本文の規定により、有料公園施設の利用の許可を受けた者に対し有料公園施設利用(使用)許可証(様式第十四号)、有料公園施設(合宿所)使用許可証(様式第十五号)又は有料公園施設(オートキャンプ場)利用許可証(様式第十五号の二)を交付するものとし、同項ただし書の規定により個人で陸上競技場、補助競技場、水泳場、相撲場、トレーニングセンター若しくは運動広場を利用しようとする者又はフィールドアスレチック施設、一万円プール、水上アスレチック施設、ローラースケート場、ハング・パラグライダー場(附属設備を含む。)、パークゴルフ場、グラウンドゴルフ場、ディスクゴルフ場、遊戯施設、教養施設、展望施設、園内移動用施設若しくは駐車場を利用しようとする者に対しては、利用券を交付するものとする。

**第五条 栃木県都市公園条例施行規則の一部を次のように改正する。**

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(許可証の交付)</p> <p><b>第八条 略</b></p> <p>2 指定管理者は、条例第七条第三項本文の規定により、有料公園施設の利用の許可を受けた者に対し有料公園施設利用(使用)許可証(様式第十四号)、有料公園施設(合宿所)使用許可証(様式第十五号)又は有料公園施設(オートキャンプ場)利用許可証(様式第十五号の二)を交付するものとし、同項ただし書の規定により個人で陸上競技場、水泳場、相撲場、トレーニングセンター、<u>武道館</u>若しくは運動広場を利用しようとする者又はフィールドアスレチック施設、一万円プール、水上アスレチック施設、ローラースケート場、ハング・パラグライダー場(附属設備を含む。)、パークゴルフ場、グラウンドゴルフ場、ディスクゴルフ場、遊戯施設、教養施設、展望施設、園内移動用施設若しくは駐車場を利用し</p>	<p>(許可証の交付)</p> <p><b>第八条 略</b></p> <p>2 指定管理者は、条例第七条第三項本文の規定により、有料公園施設の利用の許可を受けた者に対し有料公園施設利用(使用)許可証(様式第十四号)、有料公園施設(合宿所)使用許可証(様式第十五号)又は有料公園施設(オートキャンプ場)利用許可証(様式第十五号の二)を交付するものとし、同項ただし書の規定により個人で陸上競技場、水泳場、相撲場、トレーニングセンター若しくは運動広場を利用しようとする者又はフィールドアスレチック施設、一万円プール、水上アスレチック施設、ローラースケート場、ハング・パラグライダー場(附属設備を含む。)、パークゴルフ場、グラウンドゴルフ場、ディスクゴルフ場、遊戯施設、教養施設、展望施設、園内移動用施設若しくは駐車場を利用し</p>

ちらへする者に対しては、利用券を交付するものとする。

別表第 1 (第10条関係)

施 設 名	供 用 日	供 用 時 間
1 栃木県総合運動公園の有料公園施設 (水泳場、トレーニングセンター、 <u>武道館</u> 及び合宿所を除く。)	略	略
2・3 略		
4 <u>武 道 館</u>	<u>1月5日から</u> <u>12月27日まで</u>	<u>午前9時から</u> <u>午後9時まで</u>
5～26 略		

別表第 2 (第11条関係)

- 1 略
- 2 公園施設を管理する場合

略
---

備考 公園施設を管理する場合の使用料は、この表により算定した額に100分の110を乗じて得た額とする。

ちらへする者に対しては、利用券を交付するものとする。

別表第 1 (第10条関係)

施 設 名	供 用 日	供 用 時 間
1 栃木県総合運動公園の有料公園施設 (水泳場、トレーニングセンター____ __及び合宿所を除く。)	略	略
2・3 略		
4～25 略		

別表第 2 (第11条関係)

- 1 略
- 2 公園施設を管理する場合

略
---

備考 公園施設を管理する場合の使用料は、この表により算定した額に100分の108を乗じて得た額とする。

(栃木県立宇都宮産業展示館管理規則の一部改正)

第六条 栃木県立宇都宮産業展示館管理規則(昭和六十三年栃木県規則第五十二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表 (第 9 条関係)				別表 (第 9 条関係)			
名	称	単位	利用料金の基準額 (1日につき)	名	称	単位	利用料金の基準額 (1日につき)
椅子		脚	<u>110円</u>	椅子		脚	<u>108円</u>
長机		台	<u>220円</u>	長机		台	<u>216円</u>

休憩用椅子・テーブル	式	<u>1,310円</u>
移動ステージ	台	<u>1,310円</u>
演壇	台	<u>1,310円</u>
演台	台	<u>650円</u>
司会者演台	台	<u>440円</u>
花台	台	<u>440円</u>
有孔パネル	台	<u>220円</u>
有孔パネル専用フック(20個入り)	袋	<u>110円</u>
パーテーション	台	<u>1,310円</u>
ポールパーテーション	式	<u>3,300円</u>
ベルトパーテーション	本	<u>220円</u>
放送設備	式	<u>6,600円</u>
携帯用放送設備	式	<u>1,310円</u>
マイクロホン	本	<u>650円</u>
ピンマイク	個	<u>1,100円</u>
プロジェクター	台	<u>5,500円</u>
ビデオデッキ	台	<u>1,100円</u>
ビデオデッキ・テレビ	式	<u>4,400円</u>
DVDプレーヤー・テレビ	式	<u>11,000円</u>
スタンド式スクリーン	台	<u>650円</u>
レーザーポインター	本	<u>220円</u>
ホワイトボード	台	<u>650円</u>
パネルスタンド	本	<u>440円</u>

休憩用椅子・テーブル	式	<u>1,290円</u>
移動ステージ	台	<u>1,290円</u>
演壇	台	<u>1,290円</u>
演台	台	<u>640円</u>
司会者演台	台	<u>430円</u>
花台	台	<u>430円</u>
有孔パネル	台	<u>216円</u>
有孔パネル専用フック(20個入り)	袋	<u>108円</u>
パーテーション	台	<u>1,290円</u>
ポールパーテーション	式	<u>3,240円</u>
ベルトパーテーション	本	<u>216円</u>
放送設備	式	<u>6,480円</u>
携帯用放送設備	式	<u>1,290円</u>
マイクロホン	本	<u>640円</u>
ピンマイク	個	<u>1,080円</u>
プロジェクター	台	<u>5,400円</u>
オーバーヘッドプロジェクター	台	<u>2,590円</u>
ビデオデッキ	台	<u>1,080円</u>
ビデオデッキ・テレビ	式	<u>4,320円</u>
DVDプレーヤー・テレビ	式	<u>10,800円</u>
スタンド式スクリーン	台	<u>640円</u>
レーザーポインター	本	<u>216円</u>
ホワイトボード	台	<u>640円</u>
パネルスタンド	本	<u>430円</u>

着信専用電話機	台	<u>1,100円</u>	着信専用電話機	台	<u>1,080円</u>
養生マット	枚	<u>110円</u>	養生マット	枚	<u>108円</u>
電気掃除機	台	<u>1,310円</u>	電気掃除機	台	<u>1,290円</u>
くず入れ	個	<u>110円</u>	くず入れ	個	<u>108円</u>
水差し・グラス	式	<u>440円</u>	水差し・グラス	式	<u>430円</u>

(栃木県総合文化センター設置及び管理条例施行規則の一部改正)

**第七条** 栃木県総合文化センター設置及び管理条例施行規則(平成三年栃木県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後					改正前				
<b>別表第2 (第18条関係)</b>					<b>別表第2 (第18条関係)</b>				
分類	名称	施設区分	単位	利用料金の基準額(円)	分類	名称	施設区分	単位	利用料金の基準額(円)
舞台附属設備及び器具	所作台	メインホール	式	<u>8,990</u>	所作台	メインホール	式	<u>8,830</u>	
		サブホール	式	<u>6,170</u>		サブホール	式	<u>6,060</u>	
	松羽目	ホール	式	<u>1,440</u>	松羽目	ホール	式	<u>1,420</u>	
	竹羽目	ホール	式	<u>2,570</u>	竹羽目	ホール	式	<u>2,530</u>	
	略	略	略	略	略	略	略	略	
	高座用布団	共通	枚	<u>270</u>	高座用布団	共通	枚	<u>260</u>	
	略	略	略	略	略	略	略	略	
	音響反響板	メインホール	式	<u>6,730</u>	音響反響板	メインホール	式	<u>6,610</u>	
	オーケストラピット	メインホール	式	<u>6,730</u>	オーケストラピット	メインホール	式	<u>6,610</u>	
	指揮者台	ホール	台	<u>320</u>	指揮者台	ホール	台	<u>310</u>	
	指揮者用譜面台	ホール	台	<u>220</u>	指揮者用譜面台	ホール	台	<u>210</u>	



略	略	略	略
演台	メインホール	式	<u>710</u>
	サブホール	式	<u>660</u>
司会者台	ホール	台	<u>270</u>
大太鼓	共通	式	<u>1,110</u>
金屏風	ホール	双	<u>1,780</u>
銀屏風	ホール	双	<u>1,780</u>
鳥の子屏風	ホール	双	<u>1,780</u>
地絣	ホール	式	<u>1,440</u>
紗幕	ホール	式	<u>1,330</u>
紅白幕	メインホール	式	<u>1,110</u>
浅黄幕	メインホール	式	<u>1,110</u>
定式幕	メインホール	式	<u>1,110</u>
ジョーゼット幕	ホール	式	<u>1,330</u>
ビニール Horizont幕	ホール	式	<u>1,330</u>
鳥屋囲	メインホール	式	<u>1,110</u>
金砂子囲	ホール	式	<u>2,230</u>
バレエ用シート	メインホール	式	<u>11,100</u>
	サブホール	式	<u>5,610</u>
	リハーサル室	式	<u>8,990</u>

略	略	略	略
演台	メインホール	式	<u>700</u>
	サブホール	式	<u>650</u>
司会者台	ホール	台	<u>260</u>
大太鼓	共通	式	<u>1,090</u>
金屏風	ホール	双	<u>1,750</u>
銀屏風	ホール	双	<u>1,750</u>
鳥の子屏風	ホール	双	<u>1,750</u>
地絣	ホール	式	<u>1,420</u>
紗幕	ホール	式	<u>1,310</u>
紅白幕	メインホール	式	<u>1,090</u>
浅黄幕	メインホール	式	<u>1,090</u>
定式幕	メインホール	式	<u>1,090</u>
ジョーゼット幕	ホール	式	<u>1,310</u>
ビニール Horizont幕	ホール	式	<u>1,310</u>
鳥屋囲	メインホール	式	<u>1,090</u>
金砂子囲	ホール	式	<u>2,190</u>
バレエ用シート	メインホール	式	<u>10,900</u>
	サブホール	式	<u>5,510</u>
	リハーサル室	式	<u>8,830</u>

	雪かご	ホール	式	<u>1,330</u>		雪かご	ホール	式	<u>1,310</u>
	仮設能舞台	ホール	式	<u>17,800</u>		仮設能舞台	ホール	式	<u>17,500</u>
	ドライアイスマシーン	ホール	台	<u>1,670</u>		ドライアイスマシーン	ホール	台	<u>1,640</u>
照明 附属 設備 及び 器具	フットライト	メイン ホール	列	<u>880</u>	照明 附属 設備 及び 器具	フットライト	メイン ホール	列	<u>870</u>
	略	略	略	略		略	略	略	略
	ローアーホリゾン トライト	メイン ホール	列	<u>1,330</u>		ローアーホリゾン トライト	メイン ホール	列	<u>1,310</u>
		サブ ホール	列	<u>1,110</u>			サブ ホール	列	<u>1,090</u>
	ボーダーライト	メイン ホール	列	<u>1,230</u>		ボーダーライト	メイン ホール	列	<u>1,210</u>
		サブ ホール	式	<u>1,230</u>			サブ ホール	式	<u>1,210</u>
	中アッパーホリ ゾントライト	メイン ホール	列	<u>2,000</u>		中アッパーホリ ゾントライト	メイン ホール	列	<u>1,970</u>
	アッパーホリゾ ントライト	メイン ホール	列	<u>3,130</u>		アッパーホリゾ ントライト	メイン ホール	列	<u>3,080</u>
		サブ ホール	列	<u>1,780</u>			サブ ホール	列	<u>1,750</u>
	第1フロントサ イドスポットラ イト	メイン ホール	列	<u>740</u>		第1フロントサ イドスポットラ イト	メイン ホール	列	<u>730</u>
	第2フロントサ イドスポットラ イト	メイン ホール	列	<u>740</u>		第2フロントサ イドスポットラ イト	メイン ホール	列	<u>730</u>
	第3フロントサ イドスポットラ イト	メイン ホール	列	<u>740</u>		第3フロントサ イドスポットラ イト	メイン ホール	列	<u>730</u>
第1シーリング スポットライト	メイン ホール	列	<u>2,790</u>	第1シーリング スポットライト	メイン ホール	列	<u>2,740</u>		
第2シーリング スポットライト	メイン ホール	列	<u>5,610</u>	第2シーリング スポットライト	メイン ホール	列	<u>5,510</u>		

第5シーリング ライト	サブ ホール	列	<u>2,240</u>
第6シーリング ライト	サブ ホール	列	<u>1,480</u>
コンダクターズ ポットライト	メイン ホール	台	<u>650</u>
センターピンス ポットライト	メイン ホール	台	<u>2,790</u>
プロジェクター スポットライト (1.2KW)	ホール	台	<u>2,770</u>
プロジェクター スポットライト (4KW)	ホール	台	<u>3,920</u>
HMI スポット ライト	ホール	台	<u>1,110</u>
ピンスポットラ イト	サブ ホール	台	<u>1,110</u>
略	略	略	略
電動ピンスポッ トライト	メイン ホール	台	<u>1,110</u>
スポットライト (500W)	ホール	台	<u>220</u>
スポットライト (1KW)	ホール	台	<u>320</u>
略	略	略	略
ストリップライ ト(6灯用)	ホール	本	<u>220</u>
ストリップライ ト(12灯用)	ホール	本	<u>320</u>
スライドキャリ アマスク	ホール	台	<u>1,110</u>
エフェクトマ シーン	ホール	台	<u>1,110</u>

第5シーリング ライト	サブ ホール	列	<u>2,200</u>
第6シーリング ライト	サブ ホール	列	<u>1,460</u>
コンダクターズ ポットライト	メイン ホール	台	<u>640</u>
センターピンス ポットライト	メイン ホール	台	<u>2,740</u>
プロジェクター スポットライト (1.2KW)	ホール	台	<u>2,720</u>
プロジェクター スポットライト (4KW)	ホール	台	<u>3,850</u>
HMI スポット ライト	ホール	台	<u>1,090</u>
ピンスポットラ イト	サブ ホール	台	<u>1,090</u>
略	略	略	略
電動ピンスポッ トライト	メイン ホール	台	<u>1,090</u>
スポットライト (500W)	ホール	台	<u>210</u>
スポットライト (1KW)	ホール	台	<u>310</u>
略	略	略	略
ストリップライ ト(6灯用)	ホール	本	<u>210</u>
ストリップライ ト(12灯用)	ホール	本	<u>310</u>
スライドキャリ アマスク	ホール	台	<u>1,090</u>
エフェクトマ シーン	ホール	台	<u>1,090</u>

	センターレスマシーン	ホール	台	<u>1,110</u>		センターレスマシーン	ホール	台	<u>1,090</u>
	リップルマシーン	ホール	台	<u>1,110</u>		リップルマシーン	ホール	台	<u>1,090</u>
	ファイヤーマシーン	ホール	台	<u>1,110</u>		ファイヤーマシーン	ホール	台	<u>1,090</u>
	ドラムマシーン	ホール	台	<u>1,110</u>		ドラムマシーン	ホール	台	<u>1,090</u>
	ミラーボール	ホール	式	<u>1,110</u>		ミラーボール	ホール	式	<u>1,090</u>
	オーバーヘッドマシーン	ホール	台	<u>1,670</u>		オーバーヘッドマシーン	ホール	台	<u>1,640</u>
	ストロボ	ホール	台	<u>1,670</u>		ストロボ	ホール	台	<u>1,640</u>
	星球	ホール	式	<u>1,110</u>		星球	ホール	式	<u>1,090</u>
	ロスコマシン	ホール	台	<u>1,730</u>		ロスコマシン	ホール	台	<u>1,700</u>
	波マシーンエフェクトライト	ホール	台	<u>1,110</u>		波マシーンエフェクトライト	ホール	台	<u>1,090</u>
	I T Oセンターレス	ホール	台	<u>640</u>		I T Oセンターレス	ホール	台	<u>630</u>
音響 附属 設備 及び 器具	拡声装置	メインホール	式	<u>4,150</u>	音響 附属 設備 及び 器具	拡声装置	メインホール	式	<u>4,080</u>
		サブホール	式	<u>3,360</u>			サブホール	式	<u>3,300</u>
		会議室	式	<u>2,230</u>			会議室	式	<u>2,190</u>
		略	略	略			略	略	略
	略	略	略	略	略	略	略	略	略
	移動ステージスピーカー	ホール	本	<u>1,110</u>	移動ステージスピーカー	ホール	本	<u>1,090</u>	
	3点吊マイクロホン装置	ホール	式	<u>1,110</u>	3点吊マイクロホン装置	ホール	式	<u>1,090</u>	
	ワイヤレスマイク	ホール	本	<u>2,000</u>	ワイヤレスマイク	ホール	本	<u>1,970</u>	
	コンデンサーマ	ホール	本	<u>1,560</u>	コンデンサーマ	ホール	本	<u>1,540</u>	

イク			
ダイナミックマイク	ホール	本	<u>1,110</u>
略	略	略	略
可搬型マイクロホンエレベーター	ホール	本	<u>870</u>
略	略	略	略
音響移動卓	ホール	台	<u>1,330</u>
カセットテープレコーダー	共通	台	<u>1,110</u>
CDプレーヤー	共通	台	<u>1,110</u>
MDプレーヤー	共通	台	<u>1,110</u>
オープンテープレコーダー	共通	台	<u>1,670</u>
レコードプレーヤー	ホール	台	<u>1,670</u>
	練習室	台	<u>1,110</u>
デジタルオーディオテープレコーダー	ホール	台	<u>1,110</u>
ダイレクトボックス	ホール	台	<u>620</u>
ライン入出力	ホール	回線	<u>310</u>
略	略	略	略
音響効果機器	ホール	台	<u>1,030</u>
略	略	略	略
その他の附属設	スライドプロジェクター	共通	台 <u>1,330</u>
	ビデオデッキ	共通	台 <u>1,110</u>
	ビデオカメラ	共通	台 <u>2,230</u>

イク			
ダイナミックマイク	ホール	本	<u>1,090</u>
略	略	略	略
可搬型マイクロホンエレベーター	ホール	本	<u>860</u>
略	略	略	略
音響移動卓	ホール	台	<u>1,310</u>
カセットテープレコーダー	共通	台	<u>1,090</u>
CDプレーヤー	共通	台	<u>1,090</u>
MDプレーヤー	共通	台	<u>1,090</u>
オープンテープレコーダー	共通	台	<u>1,640</u>
レコードプレーヤー	ホール	台	<u>1,640</u>
	練習室	台	<u>1,090</u>
デジタルオーディオテープレコーダー	ホール	台	<u>1,090</u>
ダイレクトボックス	ホール	台	<u>610</u>
ライン入出力	ホール	回線	<u>300</u>
略	略	略	略
音響効果機器	ホール	台	<u>1,020</u>
略	略	略	略
その他の附属設	スライドプロジェクター	共通	台 <u>1,310</u>
	ビデオデッキ	共通	台 <u>1,090</u>
	ビデオカメラ	共通	台 <u>2,190</u>

備 及 び 器 具	ビデオモニター	共通	台	<u>2,230</u>	備 及 び 器 具	ビデオモニター	共通	台	<u>2,190</u>	
	略	略	略	略		略	略	略	略	略
	オーバーヘッド カメラ装置	共通	台	<u>1,330</u>		オーバーヘッド カメラ装置	共通	台	<u>1,310</u>	
	オーバーヘッド プロジェクター	共通	台	<u>1,330</u>		オーバーヘッド プロジェクター	共通	台	<u>1,310</u>	
	16mm映写機	共通	台	<u>4,930</u>		16mm映写機	共通	台	<u>4,850</u>	
	略	略	略	略		略	略	略	略	
	ピアノ(外国製 グランド)	ホール	台	<u>11,100</u>		ピアノ(外国製 グランド)	ホール	台	<u>10,900</u>	
		リハー サル室	台	<u>1,670</u>			リハー サル室	台	<u>1,640</u>	
	ピアノ(国産グ ランド)	ホール	台	<u>5,610</u>		ピアノ(国産グ ランド)	ホール	台	<u>5,510</u>	
		音楽練 習室	台	<u>1,670</u>			音楽練 習室	台	<u>1,640</u>	
	アップライトピ アノ	共通	台	<u>1,250</u>		アップライトピ アノ	共通	台	<u>1,230</u>	
	ポジティブオル ガン	共通	台	<u>5,610</u>		ポジティブオル ガン	共通	台	<u>5,510</u>	
	持込器具電源利 用料	ホール	500W	<u>220</u>		持込器具電源利 用料	ホール	500W	<u>210</u>	
	略	略	略	略		略	略	略	略	
	液晶プロジェク ター	共通	台	<u>1,330</u>		液晶プロジェク ター	共通	台	<u>1,310</u>	
D V D プレー ヤー	共通	台	<u>1,110</u>	D V D プレー ヤー	共通	台	<u>1,090</u>			
備考 略				備考 略						

(栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例施行規則の一部改正)

**第八条** 栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例施行規則(平成五年栃木県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表第3(第13条関係)	別表第3(第13条関係)

附属設備及び器具名		使用単位	使用料
大型映像装置		1時間につき	<u>5,540円</u>
可搬型映像装置		1時間につき	<u>640円</u>
照 明 設 備	メイン ラウンド	1 / 4灯	1時間につき <u>16,700円</u>
		1 / 3灯	1時間につき <u>18,000円</u>
		1 / 2灯	1時間につき <u>27,900円</u>
		全 灯	1時間につき <u>49,100円</u>
	サブグラ ラウンド	全 灯	1時間につき <u>9,320円</u>

附属設備及び器具名		使用単位	使用料
大型映像装置		1時間につき	<u>5,440円</u>
可搬型映像装置		1時間につき	<u>630円</u>
照 明 設 備	メイン ラウンド	1 / 4灯	1時間につき <u>16,400円</u>
		1 / 3灯	1時間につき <u>17,700円</u>
		1 / 2灯	1時間につき <u>27,400円</u>
		全 灯	1時間につき <u>48,300円</u>
	サブグラ ラウンド	全 灯	1時間につき <u>9,160円</u>

図表第4の2のみの場合。

別表第4（第16条の2関係）

体 育 施 設 名	附 属 設 備 及 び 器 具 名	使 用 単 位	基 準 額	
栃 木 県 体 育 館	フ ロ ア シ ー ト	1日1回につき	3,360円	
	照 明 設 備	フ ッ ト ラ イ ト	1列1時間につき	480円
		ボ ー ダ ー ラ イ ト	1列1時間につき	710円
		ホ リ ゾ ン ト ラ イ ト	1列1時間につき	710円
		シ ー リ ン グ ラ イ ト	1列1時間につき	710円
		ス ポ ッ ト ラ イ ト	1台1時間につき	280円
		フ ロ ア 照 明 白 熱 灯	1 / 2 灯	1時間につき
	3 / 4 灯		1時間につき	3,010円
	全 灯		1時間につき	4,030円
栃木県立日光霧降アイスアリーナ	電 光 掲 示 板	1時間につき	1,030円	

## 栃木県立県南体育館

放送設備		1日1回につき	5,610円	
仮設ステージ		1日1回につき	11,100円	
フロアシート		1日1回につき	3,360円	
可動席		1日1回につき	11,100円	
電動吊物		1日1回につき	56,100円	
電光掲示板	メインアリーナ	1時間につき	1,030円	
	柔道場	1時間につき	510円	
	剣道場	1時間につき	510円	
	移動式	1時間につき	510円	
照明設備	メインアリーナ	2/3灯	1時間につき	2,230円
		全灯	1時間につき	4,480円
	サブアリーナ	2/3灯	1時間につき	1,110円
		全灯	1時間につき	2,230円
冷房設備	メインアリーナ	1時間につき	13,300円	
	サブアリーナ	1時間につき	5,610円	
	柔道場	1時間につき	5,610円	
	剣道場	1時間につき	5,610円	
暖房設備	メインアリーナ	1時間につき	8,990円	
	サブアリーナ	1時間につき	4,480円	
	柔道場	1時間につき	4,480円	
	剣道場	1時間につき	4,480円	
放送設備		1日1回につき	5,610円	
仮設ステージ		1日1回につき	11,100円	
フロアシート		1日1回につき	3,360円	
可動席		1日1回につき	11,100円	



栃木県立県北体育館	電 動 吊 物		1日1回につき	56,100円	
	電 光 掲 示 板	メ イ ン ア リ ー ナ	1時間につき	1,030円	
		武 道 場	1時間につき	260円	
		移 動 式	1時間につき	510円	
	照 明 設 備	メ イ ン ア リ ー ナ	2 / 3 灯	1時間につき	2,230円
			全 灯	1時間につき	4,480円
		サ ブ ア リ ー ナ	2 / 3 灯	1時間につき	1,110円
			全 灯	1時間につき	2,230円
	冷 房 設 備	メ イ ン ア リ ー ナ	1時間につき	13,300円	
		サ ブ ア リ ー ナ	1時間につき	5,610円	
		武 道 場	1時間につき	5,610円	
	暖 房 設 備	メ イ ン ア リ ー ナ	1時間につき	8,990円	
		サ ブ ア リ ー ナ	1時間につき	4,480円	
武 道 場		1時間につき	4,480円		
栃木県立温水プール館	放 送 設 備		1日1回につき	5,610円	
	固 定 式 電 光 表 示 板		1時間につき	2,080円	
	移 動 式 電 光 表 示 板		1時間につき	1,030円	

（とちぎ男女共同参画センター設置及び管理条例施行規則の一部改正）

**第九条** とちぎ男女共同参画センター設置及び管理条例施行規則（平成七年栃木県規則第六十三号）の1並びに次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
<b>別表第1（第16条関係）</b>				<b>別表第1（第16条関係）</b>			
名 称	施設区分	単 位	利用料金の基準額	名 称	施設区分	単 位	利用料金の基準額
略				略			
ビデオプロ	研修室301 (A)	式	<u>2,040円</u>	ビデオプロ	研修室301 (A)	式	<u>2,740円</u>

ジェクター		全施設共通	式	<u>2,040円</u>	ジェクター		全施設共通	式	<u>2,190円</u>
		ホール	式	<u>2,930円</u>			ホール	式	<u>9,930円</u>
カセットデッキ		研修室301(A)・会議室・OA 研修室・パフォーマンススタジオ オ・ホール	台	<u>220円</u>	カセットデッキ		研修室301(A)・会議室・OA 研修室・パフォーマンススタジオ オ・ホール	台	<u>210円</u>
CDプレーヤー		研修室301(A)・パフォーマンススタジオ オ・ホール	台	<u>220円</u>	CDプレーヤー		研修室301(A)・パフォーマンススタジオ オ・ホール	台	<u>210円</u>
拡声装置		研修室201・研修室301(A)・研修室302(A)・研修室304・会議室・OA研修室・パフォーマンススタジオ	式	<u>660円</u>	拡声装置		研修室201・研修室301(A)・研修室302(A)・研修室304・会議室・OA研修室・パフォーマンススタジオ	式	<u>650円</u>
		ホール	式	<u>2,790円</u>			ホール	式	<u>2,740円</u>
モニターテレビ装置		パフォーマンススタジオ	台	<u>1,110円</u>	モニターテレビ装置		パフォーマンススタジオ	台	<u>1,090円</u>
パソコン		OA研修室	式	<u>7,860円</u>	パソコン		OA研修室	式	<u>7,720円</u>
ピアノ	電子式一般用	パフォーマンススタジオ・ホール	台	<u>1,110円</u>	ピアノ	電子式一般用	パフォーマンススタジオ・ホール	台	<u>1,090円</u>
	コンサート用	ホール	台	<u>5,610円</u>		コンサート用	ホール	台	<u>5,510円</u>
金屏風		ホール	双	<u>650円</u>	金屏風		ホール	双	<u>640円</u>
演台		ホール	台	<u>660円</u>	演台		ホール	台	<u>650円</u>

略				
録画用ビデオカメラ	ホール	式		<u>3,360円</u>
デジタルオーディオデッキ	ホール	式		<u>220円</u>
レコードプレーヤー	ホール	台		<u>220円</u>
マイクホン	略	略	略	略
	ワイヤレス	ホール	本	<u>1,110円</u>
照明装置	講演会用 I	ホール	列	<u>3,920円</u>
	講演会用 II	ホール	列	<u>5,610円</u>
	映写会用	ホール	列	<u>2,230円</u>
	展示会用	ホール	列	<u>7,860円</u>
	スポットライト	ホール	台	<u>2,230円</u>
ミラーボール	ホール	式		<u>660円</u>
エフェクトマシーン	ホール	式		<u>880円</u>
テーブルクロス	ホール	枚		<u>220円</u>
持込器具電源利用料	ホール	500W		<u>220円</u>
略				

備考 略

略				
録画用ビデオカメラ	ホール	式		<u>3,300円</u>
デジタルオーディオデッキ	ホール	式		<u>210円</u>
レコードプレーヤー	ホール	台		<u>210円</u>
マイクホン	略	略	略	略
	ワイヤレス	ホール	本	<u>1,090円</u>
照明装置	講演会用 I	ホール	列	<u>3,850円</u>
	講演会用 II	ホール	列	<u>5,510円</u>
	映写会用	ホール	列	<u>2,190円</u>
	展示会用	ホール	列	<u>7,720円</u>
	スポットライト	ホール	台	<u>2,190円</u>
ミラーボール	ホール	式		<u>650円</u>
エフェクトマシーン	ホール	式		<u>870円</u>
テーブルクロス	ホール	枚		<u>210円</u>
持込器具電源利用料	ホール	500W		<u>210円</u>
略				

備考 略

(とちぎ健康づくりセンター設置及び管理条例施行規則の一部改正)

第十条 とちぎ健康づくりセンター設置及び管理条例施行規則(平成八年栃木県規則第五十九号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後			改正前		
<b>別表(第14条関係)</b>			<b>別表(第14条関係)</b>		
名称	施設区分	基準額	名称	施設区分	基準額
冷房設備	多目的運動 フロア	1時間につき <u>1,880円</u>	冷房設備	多目的運動 フロア	1時間につき <u>1,850円</u>
暖房設備	多目的運動 フロア	1時間につき <u>1,250円</u>	暖房設備	多目的運動 フロア	1時間につき <u>1,230円</u>
略			略		
備考 略			備考 略		

(とちぎ福祉プラザ設置及び管理条例施行規則の一部改正)

**第十一条** とちぎ福祉プラザ設置及び管理条例施行規則(平成十二年栃木県規則第五百二十五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後				改正前			
<b>別表第1(第14条関係)</b>				<b>別表第1(第14条関係)</b>			
名称	施設区分	単位	利用料金の基準額	名称	施設区分	単位	利用料金の基準額
略				略			
CCDカメラ 一体型液晶 データプロ ジェクター	条例別表に掲 げる施設、そ の他	式	<u>2,200円</u>	CCDカメラ 一体型液晶 データプロ ジェクター	条例別表に掲 げる施設、そ の他	式	<u>2,160円</u>
ピアノ	多目的ホール	台	<u>3,450円</u>	ピアノ	多目的ホール	台	<u>3,390円</u>
略				略			
備考 略				備考 略			

(とちぎ青少年センター設置及び管理条例施行規則の一部改正)

**第十二条** とちぎ青少年センター設置及び管理条例施行規則(平成十二年栃木県規則第五十一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<b>別表第1(第13条関係)</b>	<b>別表第1(第13条関係)</b>

名 称	施設区分	単位	利用料金の基準額
ビデオプロジェクター	第1研修室・多目的ホール	式	<u>2,610円</u>
カセットデッキ・CDプレイヤー	第1研修室・多目的ホール	式	<u>310円</u>
略			
音楽編集装置 (音楽編集室)		式	<u>1,030円</u>
略			
備考 略			

名 称	施設区分	単位	利用料金の基準額
ビデオプロジェクター	第1研修室・多目的ホール	式	<u>2,570円</u>
カセットデッキ・CDプレイヤー	第1研修室・多目的ホール	式	<u>300円</u>
略			
音楽編集装置 (音楽編集室)		式	<u>1,020円</u>
略			
備考 略			

(栃木県産業技術センター設置、管理及び使用料条例施行規則の一部改正)

**第十三条** 栃木県産業技術センター設置、管理及び使用料条例施行規則(平成十五年栃木県規則第二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前																														
<p><b>別表第2</b> (第12条関係)</p> <p>1 栃木県産業技術センター</p> <p>(1) 機械加工機器類</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>使 用 料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>小型磨砕機</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td><u>5軸マシニングセンター</u></td> <td><u>1時間につき</u> <u>2,070円</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 略</p> <p>(3) 物性試験機器類</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>使 用 料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>分光測色計(食)</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	使 用 料	略		小型磨砕機	略	<u>5軸マシニングセンター</u>	<u>1時間につき</u> <u>2,070円</u>	略		名 称	使 用 料	略		分光測色計(食)	略	<p><b>別表第2</b> (第12条関係)</p> <p>1 栃木県産業技術センター</p> <p>(1) 機械加工機器類</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>使 用 料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>小型磨砕機</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 略</p> <p>(3) 物性試験機器類</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>使 用 料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>分光測色計(食)</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	使 用 料	略		小型磨砕機	略	略		名 称	使 用 料	略		分光測色計(食)	略
名 称	使 用 料																														
略																															
小型磨砕機	略																														
<u>5軸マシニングセンター</u>	<u>1時間につき</u> <u>2,070円</u>																														
略																															
名 称	使 用 料																														
略																															
分光測色計(食)	略																														
名 称	使 用 料																														
略																															
小型磨砕機	略																														
略																															
名 称	使 用 料																														
略																															
分光測色計(食)	略																														

品)		
ポータブルX線残留応力測定装置	1時間につき	1,080円
略		
(4)~(9) 略		
2~5 略		

品)		
略		
(4)~(9) 略		
2~5 略		

第十四条 栃木県産業技術センター設置、管理及び使用料条例施行規則の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後				
別表第1 (第11条関係)				
施設区分	名称	単位	使用料	
多目的ホール	演台	台	<u>660円</u>	
	略	略	略	
	照明装置	シーリングスポットライト	式	<u>1,750円</u>
		スポットライト	台	<u>220円</u>
	拡声装置		式	<u>2,790円</u>
	マイクホン	略	略	略
		ワイヤレス	本	<u>1,110円</u>
	カセットデッキ		台	<u>220円</u>
	CDプレーヤー		台	<u>220円</u>
	MDプレーヤー		台	<u>220円</u>
	ビデオプロジェクター		台	<u>2,350円</u>
	略	略	略	略
	DVDプレーヤー		台	<u>220円</u>
略	略	略	略	

改正前				
別表第1 (第11条関係)				
施設区分	名称	単位	使用料	
多目的ホール	演台	台	<u>650円</u>	
	略	略	略	
	照明装置	シーリングスポットライト	式	<u>1,720円</u>
		スポットライト	台	<u>210円</u>
	拡声装置		式	<u>2,740円</u>
	マイクホン	略	略	略
		ワイヤレス	本	<u>1,090円</u>
	カセットデッキ		台	<u>210円</u>
	CDプレーヤー		台	<u>210円</u>
	MDプレーヤー		台	<u>210円</u>
	ビデオプロジェクター		台	<u>2,310円</u>
	略	略	略	略
	DVDプレーヤー		台	<u>210円</u>
略	略	略	略	

オーバーヘッドカメラ装置	台	<u>1,330円</u>
ビデオカメラ	台	<u>1,070円</u>
持込器具電源使用料	500W	<u>220円</u>

備考 略

別表第2（第12条関係）

1 栃木県産業技術センター

(1) 機械加工機器類

名 称	使 用 料
NC旋盤	1時間につき <u>1,260円</u>
NC放電加工機	1時間につき <u>3,060円</u>
小型ファイバーレーザー加工機	1時間につき <u>720円</u>
略	
5軸マシニングセンタ	1時間につき <u>2,100円</u>
三次元レーザー加工機	1時間につき <u>5,350円</u>
試験用ホットプレス	1時間につき <u>340円</u>
自動豆乳製造装置	1時間につき <u>980円</u>
略	
多関節溶接ロボット	1時間につき <u>1,250円</u>
超精密加工機	1時間につき <u>5,010円</u>
超微細放電加工機	1時間につき <u>1,400円</u>
二軸エクストルーダー	1時間につき <u>3,470円</u>
マシニングセンタ	1時間につき <u>4,130円</u>
略	

オーバーヘッドカメラ装置	台	<u>1,310円</u>
ビデオカメラ	台	<u>1,060円</u>
持込器具電源使用料	500W	<u>210円</u>

備考 略

別表第2（第12条関係）

1 栃木県産業技術センター

(1) 機械加工機器類

名 称	使 用 料
NC旋盤	1時間につき <u>1,240円</u>
NC放電加工機	1時間につき <u>3,010円</u>
小型ファイバーレーザー加工機	1時間につき <u>710円</u>
略	
5軸マシニングセンタ	1時間につき <u>2,070円</u>
三次元レーザー加工機	1時間につき <u>5,260円</u>
試験用ホットプレス	1時間につき <u>330円</u>
自動豆乳製造装置	1時間につき <u>970円</u>
略	
多関節溶接ロボット	1時間につき <u>1,230円</u>
超精密加工機	1時間につき <u>4,920円</u>
超微細放電加工機	1時間につき <u>1,380円</u>
二軸エクストルーダー	1時間につき <u>3,410円</u>
マシニングセンタ	1時間につき <u>4,060円</u>
略	

ワイドベルトサンダー	1時間につき	<u>1,160円</u>
------------	--------	---------------

## (2) 材料処理機器類

名 称	使 用 料	
略		
回転式蒸気二重釜	1時間につき	<u>680円</u>
略		
高温高压レトルト殺菌機	1時間につき	<u>1,730円</u>
小型蒸煮缶	1時間につき	<u>910円</u>
略		
湿式小型切断機	1時間につき	<u>320円</u>
自動研磨装置	1時間につき	<u>2,080円</u>
略		
自動納豆発酵装置	1時間につき	<u>250円</u>
略		
樹脂埋込装置	1時間につき	<u>830円</u>
試料切断機	1時間につき	<u>830円</u>
略		
スパッタリング装置	1時間につき	<u>1,240円</u>
略		
プラズマエッチング装置	1時間につき	<u>2,470円</u>
プラズマCVD	1時間につき	<u>5,340円</u>
プラズマ重合装置	1時間につき	<u>1,270円</u>
略		

ワイドベルトサンダー	1時間につき	<u>1,140円</u>
------------	--------	---------------

## (2) 材料処理機器類

名 称	使 用 料	
略		
回転式蒸気二重釜	1時間につき	<u>670円</u>
略		
高温高压レトルト殺菌機	1時間につき	<u>1,700円</u>
小型蒸煮缶	1時間につき	<u>900円</u>
略		
湿式小型切断機	1時間につき	<u>310円</u>
自動研磨装置	1時間につき	<u>2,050円</u>
略		
自動納豆発酵装置	1時間につき	<u>240円</u>
略		
樹脂埋込装置	1時間につき	<u>820円</u>
試料切断機	1時間につき	<u>820円</u>
略		
スパッタリング装置	1時間につき	<u>1,220円</u>
略		
プラズマエッチング装置	1時間につき	<u>2,430円</u>
プラズマCVD	1時間につき	<u>5,250円</u>
プラズマ重合装置	1時間につき	<u>1,250円</u>
略		



ゆば製造装置	1時間につき	<u>1,100円</u>
ラボ用凍結乾燥機	1時間につき	<u>280円</u>

## (3) 物性試験機器類

名 称	使 用 料	
鉛筆引っかき試験機	1時間につき	<u>260円</u>
応力測定装置	1時間につき	<u>1,340円</u>
略		
家具強度試験機 (箱物用)	1時間につき	<u>570円</u>
クリープ応力試験装置	1時間につき	<u>650円</u>
略		
工具動力計	1時間につき	<u>610円</u>
細管剛性試験機	1時間につき	<u>690円</u>
細管破損性試験機	1時間につき	<u>620円</u>
材料表面音診機	1時間につき	<u>330円</u>
略		
スクラッチ試験装置	1時間につき	<u>1,520円</u>
略		
超微小押込み硬さ試験機	1時間につき	<u>3,170円</u>
テクスチャー測定装置	1時間につき	<u>770円</u>
略		
熱膨張試験機	1時間につき	<u>790円</u>
粘弾性測定装置	1時間につき	<u>1,040円</u>

ゆば製造装置	1時間につき	<u>1,080円</u>
ラボ用凍結乾燥機	1時間につき	<u>270円</u>

## (3) 物性試験機器類

名 称	使 用 料	
鉛筆引っかき試験機	1時間につき	<u>250円</u>
応力測定装置	1時間につき	<u>1,320円</u>
略		
家具強度試験機 (箱物用)	1時間につき	<u>560円</u>
クリープ応力試験装置	1時間につき	<u>640円</u>
略		
工具動力計	1時間につき	<u>600円</u>
細管剛性試験機	1時間につき	<u>680円</u>
細管破損性試験機	1時間につき	<u>610円</u>
材料表面音診機	1時間につき	<u>320円</u>
略		
スクラッチ試験装置	1時間につき	<u>1,500円</u>
略		
超微小押込み硬さ試験機	1時間につき	<u>3,120円</u>
テクスチャー測定装置	1時間につき	<u>760円</u>
略		
熱膨張試験機	1時間につき	<u>780円</u>
粘弾性測定装置	1時間につき	<u>1,030円</u>

粘度測定装置	1時間につき	<u>310円</u>
万能材料試験機 (2000kN)	1時間につき	<u>920円</u>
万能材料試験機 (500kN)	1時間につき	<u>1,620円</u>
万能材料試験機 (50kN)	1時間につき	<u>820円</u>
万能材料試験機 (50kN、樹脂・ ファインセラミッ クス用)	1時間につき	<u>2,430円</u>
万能引張試験機	1時間につき	<u>3,300円</u>
微小部X線応力測 定装置	1時間につき	<u>3,220円</u>
ビスコグラフ	1時間につき	<u>670円</u>
略		
疲労試験機	1時間につき	<u>3,160円</u>
略		
分光エリプソメー タ	1時間につき	<u>580円</u>
分光測色計	1時間につき	<u>910円</u>
略		
ポータブルX線残 留応力測定装置	1時間につき	<u>1,100円</u>
略		
焼入性評価試験装 置	1時間につき	<u>2,650円</u>
略		

## (4) 寸法・形状測定機器及び表面観察機器類

名 称	使 用 料
-----	-------

粘度測定装置	1時間につき	<u>300円</u>
万能材料試験機 (2000kN)	1時間につき	<u>910円</u>
万能材料試験機 (500kN)	1時間につき	<u>1,600円</u>
万能材料試験機 (50kN)	1時間につき	<u>810円</u>
万能材料試験機 (50kN、樹脂・ ファインセラミッ クス用)	1時間につき	<u>2,390円</u>
万能引張試験機	1時間につき	<u>3,240円</u>
微小部X線応力測 定装置	1時間につき	<u>3,170円</u>
ビスコグラフ	1時間につき	<u>660円</u>
略		
疲労試験機	1時間につき	<u>3,110円</u>
略		
分光エリプソメー タ	1時間につき	<u>570円</u>
分光測色計	1時間につき	<u>900円</u>
略		
ポータブルX線残 留応力測定装置	1時間につき	<u>1,080円</u>
略		
焼入性評価試験装 置	1時間につき	<u>2,610円</u>
略		

## (4) 寸法・形状測定機器及び表面観察機器類

名 称	使 用 料
-----	-------

X線CT三次元測定機	1時間につき	<u>6,620円</u>
X線透視検査装置	1時間につき	<u>2,060円</u>
オートコリメータ	1時間につき	<u>1,400円</u>
温度分布測定システム	1時間につき	<u>580円</u>
画像計測三次元測定機	1時間につき	<u>1,900円</u>
金属顕微鏡	1時間につき	<u>1,300円</u>
三次元座標測定機	1時間につき	<u>1,310円</u>
真円度測定機	1時間につき	<u>970円</u>
迅速熱伝導率計	1時間につき	<u>650円</u>
略		
走査型イオン顕微鏡	1時間につき	<u>12,500円</u>
走査型電子顕微鏡 (金属観察用)	1時間につき	<u>1,770円</u>
走査型電子顕微鏡 (食物観察用)	1時間につき	<u>1,770円</u>
走査型電子顕微鏡 (その他観察用)	1時間につき	<u>1,770円</u>
走査型レーザ顕微鏡	1時間につき	<u>280円</u>
略		
電界放射型走査型電子顕微鏡	1時間につき	<u>13,500円</u>
透過型電子顕微鏡	1時間につき	<u>3,820円</u>
パネル変わり測定装置	1時間につき	<u>550円</u>
万能測長機	1時間につき	<u>330円</u>

X線CT三次元測定機	1時間につき	<u>6,500円</u>
X線透視検査装置	1時間につき	<u>2,030円</u>
オートコリメータ	1時間につき	<u>1,380円</u>
温度分布測定システム	1時間につき	<u>570円</u>
画像計測三次元測定機	1時間につき	<u>1,870円</u>
金属顕微鏡	1時間につき	<u>1,280円</u>
三次元座標測定機	1時間につき	<u>1,290円</u>
真円度測定機	1時間につき	<u>960円</u>
迅速熱伝導率計	1時間につき	<u>640円</u>
略		
走査型イオン顕微鏡	1時間につき	<u>12,300円</u>
走査型電子顕微鏡 (金属観察用)	1時間につき	<u>1,740円</u>
走査型電子顕微鏡 (食物観察用)	1時間につき	<u>1,740円</u>
走査型電子顕微鏡 (その他観察用)	1時間につき	<u>1,740円</u>
走査型レーザ顕微鏡	1時間につき	<u>270円</u>
略		
電界放射型走査型電子顕微鏡	1時間につき	<u>13,300円</u>
透過型電子顕微鏡	1時間につき	<u>3,760円</u>
パネル変わり測定装置	1時間につき	<u>540円</u>
万能測長機	1時間につき	<u>320円</u>

非接触三次元デジタイザ	1時間につき	<u>1,450円</u>
非接触輪郭形状測定機	1時間につき	<u>5,510円</u>
表面粗さ測定システム	1時間につき	<u>2,840円</u>
表面形状測定器	1時間につき	<u>1,190円</u>
プローブ顕微鏡	1時間につき	<u>1,810円</u>
ブロックゲージ校正装置	1時間につき	<u>960円</u>
略		
マニピレータ付顕微鏡	1時間につき	<u>2,280円</u>

## (5) 電磁気特性測定機器類

名 称	使 用 料
RFインピーダンスアナライザ	1時間につき <u>670円</u>
EMI全自動測定システム	1時間につき <u>2,080円</u>
イミュニティシステム	1時間につき <u>2,770円</u>
略	
音響分析装置	1時間につき <u>1,070円</u>
クランプ及びクランプ走行台	1時間につき <u>230円</u>
高電圧イミュニティシステム	1時間につき <u>3,550円</u>
全自動測定装置	1時間につき <u>4,460円</u>
略	
体積・表面抵抗率計	1時間につき <u>260円</u>

非接触三次元デジタイザ	1時間につき	<u>1,430円</u>
非接触輪郭形状測定機	1時間につき	<u>5,410円</u>
表面粗さ測定システム	1時間につき	<u>2,790円</u>
表面形状測定器	1時間につき	<u>1,170円</u>
プローブ顕微鏡	1時間につき	<u>1,780円</u>
ブロックゲージ校正装置	1時間につき	<u>950円</u>
略		
マニピレータ付顕微鏡	1時間につき	<u>2,240円</u>

## (5) 電磁気特性測定機器類

名 称	使 用 料
RFインピーダンスアナライザ	1時間につき <u>660円</u>
EMI全自動測定システム	1時間につき <u>2,050円</u>
イミュニティシステム	1時間につき <u>2,720円</u>
略	
音響分析装置	1時間につき <u>1,060円</u>
クランプ及びクランプ走行台	1時間につき <u>220円</u>
高電圧イミュニティシステム	1時間につき <u>3,490円</u>
全自動測定装置	1時間につき <u>4,380円</u>
略	
体積・表面抵抗率計	1時間につき <u>250円</u>

耐ノイズ試験装置	1時間につき	<u>2,310円</u>
略		
伝導性高周波イミュニティシステム	1時間につき	<u>1,340円</u>
電力測定装置	1時間につき	<u>260円</u>
略		
ベクトルネットワークアナライザ	1時間につき	<u>550円</u>
マイクロ波ネットワークアナライザ	1時間につき	<u>1,570円</u>

## (6) 分析機器類

名 称	使 用 料
イオンクロマトグラフ(陰イオン用)	1時間につき <u>950円</u>
イオンクロマトグラフ(有機酸用)	1時間につき <u>1,260円</u>
液体クロマトグラフ(脂質用)	1時間につき <u>750円</u>
液体クロマトグラフ質量分析計	1時間につき <u>4,630円</u>
液体クロマトグラフ(分析・分取システム)	1時間につき <u>1,300円</u>
X線光電子分光装置	1時間につき <u>10,000円</u>
X線マイクロアナライザー	1時間につき <u>3,830円</u>
エネルギー分散型蛍光X線分析装置	1時間につき <u>1,060円</u>
オージェ電子分光装置	1時間につき <u>13,400円</u>

耐ノイズ試験装置	1時間につき	<u>2,270円</u>
略		
伝導性高周波イミュニティシステム	1時間につき	<u>1,320円</u>
電力測定装置	1時間につき	<u>250円</u>
略		
ベクトルネットワークアナライザ	1時間につき	<u>540円</u>
マイクロ波ネットワークアナライザ	1時間につき	<u>1,550円</u>

## (6) 分析機器類

名 称	使 用 料
イオンクロマトグラフ(陰イオン用)	1時間につき <u>940円</u>
イオンクロマトグラフ(有機酸用)	1時間につき <u>1,240円</u>
液体クロマトグラフ(脂質用)	1時間につき <u>740円</u>
液体クロマトグラフ質量分析計	1時間につき <u>4,550円</u>
液体クロマトグラフ(分析・分取システム)	1時間につき <u>1,280円</u>
X線光電子分光装置	1時間につき <u>9,870円</u>
X線マイクロアナライザー	1時間につき <u>3,770円</u>
エネルギー分散型蛍光X線分析装置	1時間につき <u>1,050円</u>
オージェ電子分光装置	1時間につき <u>13,200円</u>

略			略		
ガスクロマトグラフ質量分析計	1時間につき	<u>3,100円</u>	ガスクロマトグラフ質量分析計	1時間につき	<u>3,050円</u>
ガスクロマトグラフ質量分析計(熱分解用)	1時間につき	<u>2,870円</u>	ガスクロマトグラフ質量分析計(熱分解用)	1時間につき	<u>2,820円</u>
キャピラリーガスクロマトグラフ	1時間につき	<u>580円</u>	キャピラリーガスクロマトグラフ	1時間につき	<u>570円</u>
グロー放電発光分析装置	1時間につき	<u>6,460円</u>	グロー放電発光分析装置	1時間につき	<u>6,350円</u>
蛍光X線分析装置	1時間につき	<u>2,500円</u>	蛍光X線分析装置	1時間につき	<u>2,460円</u>
原子吸光分光光度計(化学分析用)	1時間につき	<u>2,340円</u>	原子吸光分光光度計(化学分析用)	1時間につき	<u>2,300円</u>
原子吸光分光光度計(食物分析用)	1時間につき	<u>1,210円</u>	原子吸光分光光度計(食物分析用)	1時間につき	<u>1,190円</u>
高速アミノ酸分析計	1時間につき	<u>1,930円</u>	高速アミノ酸分析計	1時間につき	<u>1,900円</u>
高速液体クロマトグラフ	1時間につき	<u>1,150円</u>	高速液体クロマトグラフ	1時間につき	<u>1,130円</u>
固体発光分光分析装置	1時間につき	<u>950円</u>	固体発光分光分析装置	1時間につき	<u>940円</u>
酸素窒素水素同時分析装置	1時間につき	<u>2,510円</u>	酸素窒素水素同時分析装置	1時間につき	<u>2,470円</u>
略			略		
示差熱天びん	1時間につき	<u>880円</u>	示差熱天びん	1時間につき	<u>870円</u>
示差熱量計	1時間につき	<u>1,030円</u>	示差熱量計	1時間につき	<u>1,020円</u>
略			略		
自動滴定装置(pH用電極)	本体	1時間につき <u>320円</u>	自動滴定装置(pH用電極)	本体	1時間につき <u>310円</u>
	略	略		略	略
脂肪酸分析システム	1時間につき	<u>1,020円</u>	脂肪酸分析システム	1時間につき	<u>1,010円</u>

ム		
食物繊維分析装置	1時間につき	<u>260円</u>
水分活性測定装置	1時間につき	<u>220円</u>
水分・揮発分測定装置	1時間につき	<u>230円</u>
炭素硫黄同時分析装置	1時間につき	<u>2,840円</u>
略		
窒素・タンパク質測定装置	1時間につき	<u>3,620円</u>
略		
電子スピン共鳴装置	1時間につき	<u>2,030円</u>
導電率計	1時間につき	<u>280円</u>
微小部蛍光X線分析装置	1時間につき	<u>2,620円</u>
微量香气成分分析装置	1時間につき	<u>4,630円</u>
フーリエ変換赤外分光光度計	1時間につき	<u>1,770円</u>
プラズマ発光分析装置	1時間につき	<u>2,910円</u>
分光光度計	1時間につき	<u>240円</u>
ペプチド分析システム	1時間につき	<u>970円</u>
有機酸分析システム	1時間につき	<u>1,550円</u>
粒度分布測定装置(レーザ回折式)	1時間につき	<u>1,010円</u>

(7) 環境試験機器類

名 称	使 用 料
-----	-------

ム		
食物繊維分析装置	1時間につき	<u>250円</u>
水分活性測定装置	1時間につき	<u>210円</u>
水分・揮発分測定装置	1時間につき	<u>220円</u>
炭素硫黄同時分析装置	1時間につき	<u>2,790円</u>
略		
窒素・タンパク質測定装置	1時間につき	<u>3,560円</u>
略		
電子スピン共鳴装置	1時間につき	<u>2,000円</u>
導電率計	1時間につき	<u>270円</u>
微小部蛍光X線分析装置	1時間につき	<u>2,580円</u>
微量香气成分分析装置	1時間につき	<u>4,550円</u>
フーリエ変換赤外分光光度計	1時間につき	<u>1,740円</u>
プラズマ発光分析装置	1時間につき	<u>2,860円</u>
分光光度計	1時間につき	<u>230円</u>
ペプチド分析システム	1時間につき	<u>960円</u>
有機酸分析システム	1時間につき	<u>1,530円</u>
粒度分布測定装置(レーザ回折式)	1時間につき	<u>1,000円</u>

(7) 環境試験機器類

名 称	使 用 料
-----	-------

建材耐久試験装置	1時間につき	<u>3,570円</u>
略		
中温恒温装置	1時間につき	<u>270円</u>
略		
電子機器用試験槽	1時間につき	<u>1,530円</u>
光照射付恒温恒湿装置(食品用)	1時間につき	<u>780円</u>
複合環境試験装置	(1) 温度湿度条件を伴う場合 1時間につき <u>4,870円</u> (2) 温度湿度条件を伴わない場合 1時間につき <u>3,300円</u>	
冷熱衝撃試験機	1時間につき	<u>2,710円</u>

## (8) 設計・デザイン支援機器類

名 称	使 用 料
EMI抑制設計支援システム	1時間につき <u>990円</u>
大判プリンタ	用紙1mにつき <u>300円</u>
3DCAD/CA Mシステム	1時間につき <u>990円</u>
3Dプリンタ	1時間につき <u>1,370円</u>
略	

## (9) その他

名 称	使 用 料
略	
切削温度測定装置	1時間につき <u>330円</u>
切削抵抗測定装置	1時間につき <u>650円</u>
略	

建材耐久試験装置	1時間につき	<u>3,510円</u>
略		
中温恒温装置	1時間につき	<u>260円</u>
略		
電子機器用試験槽	1時間につき	<u>1,510円</u>
光照射付恒温恒湿装置(食品用)	1時間につき	<u>770円</u>
複合環境試験装置	(1) 温度湿度条件を伴う場合 1時間につき <u>4,790円</u> (2) 温度湿度条件を伴わない場合 1時間につき <u>3,240円</u>	
冷熱衝撃試験機	1時間につき	<u>2,670円</u>

## (8) 設計・デザイン支援機器類

名 称	使 用 料
EMI抑制設計支援システム	1時間につき <u>980円</u>
大判プリンタ	用紙1mにつき <u>290円</u>
3DCAD/CA Mシステム	1時間につき <u>980円</u>
3Dプリンタ	1時間につき <u>1,350円</u>
略	

## (9) その他

名 称	使 用 料
略	
切削温度測定装置	1時間につき <u>320円</u>
切削抵抗測定装置	1時間につき <u>640円</u>
略	



データロガー	1時間につき	<u>280円</u>
においセンサ	1時間につき	<u>6,320円</u>
略		

2 栃木県産業技術センター繊維技術支援センター

(1) 機械加工機器類

名 称	使 用 料
編立性試験機	1時間につき <u>610円</u>
略	
サンプル整経機	1時間につき <u>1,620円</u>
トーションレース機(96/45)	1時間につき <u>910円</u>
トーションレース機(64/32)	1時間につき <u>900円</u>
略	
丸編機(一重編)	1時間につき <u>1,900円</u>
丸編機(二重編)	1時間につき <u>1,930円</u>
丸編機(旧型)	1時間につき <u>1,840円</u>
見本織物用織機	1時間につき <u>650円</u>
横編機	1時間につき <u>1,630円</u>
横編機(旧型)	1時間につき <u>730円</u>
レピア織機	1時間につき <u>1,120円</u>
略	

(2) 材料処理機器類

名 称	使 用 料
略	
高温高压液流染色試験機	1時間につき <u>1,160円</u>

データロガー	1時間につき	<u>270円</u>
においセンサ	1時間につき	<u>6,210円</u>
略		

2 栃木県産業技術センター繊維技術支援センター

(1) 機械加工機器類

名 称	使 用 料
編立性試験機	1時間につき <u>600円</u>
略	
サンプル整経機	1時間につき <u>1,600円</u>
トーションレース機(96/45)	1時間につき <u>900円</u>
トーションレース機(64/32)	1時間につき <u>890円</u>
略	
丸編機(一重編)	1時間につき <u>1,870円</u>
丸編機(二重編)	1時間につき <u>1,900円</u>
丸編機(旧型)	1時間につき <u>1,810円</u>
見本織物用織機	1時間につき <u>640円</u>
横編機	1時間につき <u>1,610円</u>
横編機(旧型)	1時間につき <u>720円</u>
レピア織機	1時間につき <u>1,100円</u>
略	

(2) 材料処理機器類

名 称	使 用 料
略	
高温高压液流染色試験機	1時間につき <u>1,140円</u>

高温高圧ロータリー染色機	1時間につき	<u>700円</u>
高温スチーマー	1時間につき	<u>1,010円</u>
コーティングマシン	1時間につき	<u>1,990円</u>
試験用スクリーンな染機	1時間につき	<u>260円</u>
染色機(かせ糸用)	1時間につき	<u>1,190円</u>
略		
テキスタイルインクジェットプリンタ	1時間につき	<u>1,690円</u>
略		

## (3) 物性試験機器類

名 称	使 用 料
略	
吸水性測定機	1時間につき <u>350円</u>
KES官能システム	1時間につき <u>1,560円</u>
衝撃試験機	1時間につき <u>1,740円</u>
略	
洗濯試験機	1時間につき <u>280円</u>
経糸抱合力試験機	1時間につき <u>1,070円</u>
ドレープテスター	1時間につき <u>270円</u>
万能引張試験機(50kN)	1時間につき <u>2,030円</u>
万能引張試験機(5kN)	1時間につき <u>1,050円</u>
保温性試験機	1時間につき <u>960円</u>

高温高圧ロータリー染色機	1時間につき	<u>690円</u>
高温スチーマー	1時間につき	<u>1,000円</u>
コーティングマシン	1時間につき	<u>1,960円</u>
試験用スクリーンな染機	1時間につき	<u>250円</u>
染色機(かせ糸用)	1時間につき	<u>1,170円</u>
略		
テキスタイルインクジェットプリンタ	1時間につき	<u>1,660円</u>
略		

## (3) 物性試験機器類

名 称	使 用 料
略	
吸水性測定機	1時間につき <u>340円</u>
KES官能システム	1時間につき <u>1,540円</u>
衝撃試験機	1時間につき <u>1,710円</u>
略	
洗濯試験機	1時間につき <u>270円</u>
経糸抱合力試験機	1時間につき <u>1,060円</u>
ドレープテスター	1時間につき <u>260円</u>
万能引張試験機(50kN)	1時間につき <u>2,000円</u>
万能引張試験機(5kN)	1時間につき <u>1,040円</u>
保温性試験機	1時間につき <u>950円</u>

摩耗試験機	1時間につき	<u>970円</u>
-------	--------	-------------

(4) 寸法・形状測定機器及び表面観察機器類

名 称	使 用 料
走査型電子顕微鏡	1時間につき <u>1,770円</u>
デジタルマイクロ スコープ	1時間につき <u>840円</u>
表面観察用実体顕 微鏡	1時間につき <u>310円</u>

(5) 分析機器類

名 称	使 用 料
自記分光光度計	1時間につき <u>650円</u>
略	
熱分析装置	1時間につき <u>1,530円</u>
略	

(6) 環境試験機器類

名 称	使 用 料
恒温恒湿器	1時間につき <u>290円</u>
フェードメータ	1時間につき <u>870円</u>

(7) 設計・デザイン支援機器類

名 称	使 用 料	
CAD システム	本体	1時間につき <u>1,270円</u>
	略	略
コン ピュー タグラ フィッ クス	略	略
	大型プリン タ出力	用紙1枚につき <u>960円</u>
	略	略
ジ ャ	本体	1時間につき <u>590円</u>

摩耗試験機	1時間につき	<u>960円</u>
-------	--------	-------------

(4) 寸法・形状測定機器及び表面観察機器類

名 称	使 用 料
走査型電子顕微鏡	1時間につき <u>1,740円</u>
デジタルマイクロ スコープ	1時間につき <u>830円</u>
表面観察用実体顕 微鏡	1時間につき <u>300円</u>

(5) 分析機器類

名 称	使 用 料
自記分光光度計	1時間につき <u>640円</u>
略	
熱分析装置	1時間につき <u>1,510円</u>
略	

(6) 環境試験機器類

名 称	使 用 料
恒温恒湿器	1時間につき <u>280円</u>
フェードメータ	1時間につき <u>860円</u>

(7) 設計・デザイン支援機器類

名 称	使 用 料	
CAD システム	本体	1時間につき <u>1,250円</u>
	略	略
コン ピュー タグラ フィッ クス	略	略
	大型プリン タ出力	用紙1枚につき <u>950円</u>
	略	略
ジ ャ	本体	1時間につき <u>580円</u>

ガード 織物設 計シス テム	略	略
トーションレース 設計システム	1時間につき	<u>260円</u>

## 3 栃木県産業技術センター県南技術支援センター

## (1) 機械加工機器類

名 称	使 用 料
略	
NC旋盤	1時間につき <u>1,210円</u>
帯のこ盤	1時間につき <u>270円</u>
自動研磨装置	1時間につき <u>1,350円</u>
射出成形機	1時間につき <u>1,540円</u>
略	
複合材料試験機	1時間につき <u>900円</u>
マシニングセンタ	1時間につき <u>2,080円</u>

## (2) 材料処理機器類

名 称	使 用 料
樹脂埋込装置	1時間につき <u>830円</u>
略	

## (3) 物性試験機器類

名 称	使 用 料
略	
すりへり試験機	1時間につき <u>670円</u>
電動式C B R 試験 装置	1時間につき <u>780円</u>
熱変形温度試験機	1時間につき <u>1,010円</u>

ガード 織物設 計シス テム	略	略
トーションレース 設計システム	1時間につき	<u>250円</u>

## 3 栃木県産業技術センター県南技術支援センター

## (1) 機械加工機器類

名 称	使 用 料
略	
NC旋盤	1時間につき <u>1,190円</u>
帯のこ盤	1時間につき <u>260円</u>
自動研磨装置	1時間につき <u>1,330円</u>
射出成形機	1時間につき <u>1,520円</u>
略	
複合材料試験機	1時間につき <u>890円</u>
マシニングセンタ	1時間につき <u>2,050円</u>

## (2) 材料処理機器類

名 称	使 用 料
樹脂埋込装置	1時間につき <u>820円</u>
略	

## (3) 物性試験機器類

名 称	使 用 料
略	
すりへり試験機	1時間につき <u>660円</u>
電動式C B R 試験 装置	1時間につき <u>770円</u>
熱変形温度試験機	1時間につき <u>1,000円</u>

熱老化試験機	1時間につき	<u>220円</u>
万能材料試験機 (500kN)	1時間につき	<u>1,620円</u>
万能材料試験機 (50kN)	1時間につき	<u>1,200円</u>
略		

(4) 寸法・形状測定機器及び表面観察機器類

名 称	使 用 料
金属顕微鏡	1時間につき <u>1,480円</u>
三次元座標測定機	1時間につき <u>1,310円</u>
三次元スキャニング システム	1時間につき <u>790円</u>
実体顕微鏡	1時間につき <u>290円</u>
走査型電子顕微鏡	1時間につき <u>1,770円</u>
万能投影機	1時間につき <u>1,200円</u>
表面粗さ測定機	1時間につき <u>570円</u>

(5) 分析機器類

名 称	使 用 料
X線分析装置	1時間につき <u>2,450円</u>
略	
示差熱分析装置	1時間につき <u>670円</u>
フーリエ変換赤外 分光光度計	1時間につき <u>1,650円</u>
粒度分布測定装置 (レーザ回折式)	1時間につき <u>1,010円</u>

(6) 環境試験機器類

名 称	使 用 料
恒温恒湿装置	1時間につき <u>600円</u>

熱老化試験機	1時間につき	<u>210円</u>
万能材料試験機 (500kN)	1時間につき	<u>1,600円</u>
万能材料試験機 (50kN)	1時間につき	<u>1,180円</u>
略		

(4) 寸法・形状測定機器及び表面観察機器類

名 称	使 用 料
金属顕微鏡	1時間につき <u>1,460円</u>
三次元座標測定機	1時間につき <u>1,290円</u>
三次元スキャニング システム	1時間につき <u>780円</u>
実体顕微鏡	1時間につき <u>280円</u>
走査型電子顕微鏡	1時間につき <u>1,740円</u>
万能投影機	1時間につき <u>1,180円</u>
表面粗さ測定機	1時間につき <u>560円</u>

(5) 分析機器類

名 称	使 用 料
X線分析装置	1時間につき <u>2,410円</u>
略	
示差熱分析装置	1時間につき <u>660円</u>
フーリエ変換赤外 分光光度計	1時間につき <u>1,620円</u>
粒度分布測定装置 (レーザ回折式)	1時間につき <u>1,000円</u>

(6) 環境試験機器類

名 称	使 用 料
恒温恒湿装置	1時間につき <u>590円</u>

(7) 設計・デザイン支援機器類

名 称	使 用 料
FDMシステム	1時間につき <u>3,370円</u>

(8) 略

4 略

5 栃木県産業技術センター窯業技術支援センター

(1) 機械加工機器類

名 称	使 用 料
略	
高速度微粉碎機	1時間につき <u>230円</u>
略	
精密切断機	1時間につき <u>230円</u>
略	
フィルタープレス	1時間につき <u>550円</u>
略	

(2) 材料処理機器類

名 称	使 用 料
略	
電気窯	1時間につき <u>220円</u>
略	

(3) 物性試験機器類

名 称	使 用 料
略	
真比重測定装置	1時間につき <u>550円</u>
略	

(4) 略

(5) 分析機器類

(7) 設計・デザイン支援機器類

名 称	使 用 料
FDMシステム	1時間につき <u>3,310円</u>

(8) 略

4 略

5 栃木県産業技術センター窯業技術支援センター

(1) 機械加工機器類

名 称	使 用 料
略	
高速度微粉碎機	1時間につき <u>220円</u>
略	
精密切断機	1時間につき <u>220円</u>
略	
フィルタープレス	1時間につき <u>540円</u>
略	

(2) 材料処理機器類

名 称	使 用 料
略	
電気窯	1時間につき <u>210円</u>
略	

(3) 物性試験機器類

名 称	使 用 料
略	
真比重測定装置	1時間につき <u>540円</u>
略	

(4) 略

(5) 分析機器類

名 称	使 用 料
X線回折装置	1時間につき <u>840円</u>
小型蛍光X線分析装置	1時間につき <u>1,040円</u>
原子吸光分光光度計	1時間につき <u>1,040円</u>
略	
熱分析装置	1時間につき <u>1,380円</u>
粒度分布測定装置	1時間につき <u>220円</u>

(6) 略

名 称	使 用 料
X線回折装置	1時間につき <u>830円</u>
小型蛍光X線分析装置	1時間につき <u>1,030円</u>
原子吸光分光光度計	1時間につき <u>1,030円</u>
略	
熱分析装置	1時間につき <u>1,360円</u>
粒度分布測定装置	1時間につき <u>210円</u>

(6) 略

(栃木県産業技術センター等手数料の額に関する規則の一部改正)

**第十五条** 栃木県産業技術センター等手数料の額に関する規則(平成十五年栃木県規則第二十号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><b>別表</b>                      栃木県産業技術センター手数料細目表                      一 金属の物理試験、化学試験又は測定手数料                      1～6 略                      7 非破壊検査                      (1)～(3) 略                      (4) <u>X線残留応力測定</u>                      イ <u>サイン二乗ブサイ法によるもの</u>  <u>五千八百六十円</u>                      ロ <u>コサインアルファ法によるもの</u>  <u>五千五百九十円</u>                      8～13 略                      二～九 略                      栃木県産業技術センター繊維技術支援センター手数料細目表、栃木県産業技術センター窯業技術支援センター手数料細目表 略</p>	<p><b>別表</b>                      栃木県産業技術センター手数料細目表                      一 金属の物理試験、化学試験又は測定手数料                      1～6 略                      7 非破壊検査                      (1)～(3) 略                      (4) <u>微小部X線応力測定</u> <u>五千八百六十円</u>                      8～13 略                      二～九 略                      栃木県産業技術センター繊維技術支援センター手数料細目表、栃木県産業技術センター窯業技術支援センター手数料細目表 略</p>

**第十六条** 栃木県産業技術センター等手数料の額に関する規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><b>別表</b>                      栃木県産業技術センター手数料細目表                      一 金属の物理試験、化学試験又は測定手数料</p>	<p><b>別表</b>                      栃木県産業技術センター手数料細目表                      一 金属の物理試験、化学試験又は測定手数料</p>

1 引張試験		
(1) 五〇kN型		
イ 伸び計を要するもの	四千四百四十円	
ロ 伸び計を要しないもの	二千四百六十円	
(2) 一〇〇kN型		二千四百九十円
(3) 五〇〇kN型		四千七百七十円
イ 伸び計を要するもの	四千七百七十円	
ロ 伸び計を要しないもの	二千四百九十円	
(4) 二〇〇〇kN型		三千四百八十円
2 曲げ試験		
(1) 五〇kN型	二千五百円	
(2) 五〇〇kN型	千四十円	
(3) 二〇〇〇kN型	三千四百八十円	
3 圧縮試験		
(1) 五〇kN型	二千五百円	
(2) 五〇〇kN型	千四十円	
(3) 二〇〇〇kN型	三千四百八十円	
4 硬さ試験		
(1) 超微小押込み硬さ試験機によるもの	一万四千七百円	
(2) その他のもの(一試料につき四箇所までを一件とする。)	千四十円	
5 疲労試験		
(1) 一試料につき一時間まで	一万三千五百円	
(2) 一試料につき一時間を超える場合は、その超える一時間までごとに	四千四百五十円	
6 衝撃試験		千四十円
7 非破壊検査		
(1) X線透視検査(マイクロフォーカス)		
イ 一試料につき十分間まで	九千六百二十円	
ロ 一試料につき十分間を超える場合は、その超える十分間までごとに	三千四百八十円	
ハ 観察画像の出力	二千三百五十円	
(2) X線透視検査(大型)		
イ 一試料につき十分間まで	三千二百八十円	
ロ 一試料につき十分間を超える場合は、その超える十分間までごとに	九百六十円	
ハ 観察画像の出力	八百四十円	
ニ フィルム(二百五十四ミリメートル×二百五ミリメートル)使用によるもの	四千七十円	
ホ フィルム(八十五ミリメートル×三百五ミリメートル)使用によるもの		

1 引張試験		
(1) 五〇kN型		
イ 伸び計を要するもの	四千七十円	
ロ 伸び計を要しないもの	二千四百二十円	
(2) 一〇〇kN型		二千四百五十円
(3) 五〇〇kN型		四千五百円
イ 伸び計を要するもの	四千五百円	
ロ 伸び計を要しないもの	二千四百五十円	
(4) 二〇〇〇kN型		三千四百二十円
2 曲げ試験		
(1) 五〇kN型	二千四百六十円	
(2) 五〇〇kN型	千三十円	
(3) 二〇〇〇kN型	三千四百二十円	
3 圧縮試験		
(1) 五〇kN型	二千四百六十円	
(2) 五〇〇kN型	千三十円	
(3) 二〇〇〇kN型	三千四百二十円	
4 硬さ試験		
(1) 超微小押込み硬さ試験機によるもの	一万四千三百円	
(2) その他のもの(一試料につき四箇所までを一件とする。)	千三十円	
5 疲労試験		
(1) 一試料につき一時間まで	一万二千九百円	
(2) 一試料につき一時間を超える場合は、その超える一時間までごとに	四千三百七十円	
6 衝撃試験		千三十円
7 非破壊検査		
(1) X線透視検査(マイクロフォーカス)		
イ 一試料につき十分間まで	九千四百五十円	
ロ 一試料につき十分間を超える場合は、その超える十分間までごとに	三千四百二十円	
ハ 観察画像の出力	二千三百十円	
(2) X線透視検査(大型)		
イ 一試料につき十分間まで	三千二百三十円	
ロ 一試料につき十分間を超える場合は、その超える十分間までごとに	九百五十円	
ハ 観察画像の出力	八百三十円	
ニ フィルム(二百五十四ミリメートル×二百五ミリメートル)使用によるもの	四千円	
ホ フィルム(八十五ミリメートル×三百五ミリメートル)使用によるもの		



		二千八百三十円
(3)	X線CTスキャン	
イ	一試料につき一時間まで	一万三千五百円
ロ	一試料につき一時間を超える場合は、その超える一時間までごとに	一万四五百円
(4)	X線残留応力測定	
イ	サイン二乗プサイ法によるもの	五千九百六十円
ロ	コサインアルファ法によるもの	五千六百九十円
8	めっきの厚さ試験	九百十円
9	精密測定	
(1)	長さ測定	千四十円
(2)	表面粗さ測定	
イ	接触式によるもの	千四十円
ロ	非接触式(点合焦法)によるもの	三千九百七十円
ハ	非接触式(干渉法)によるもの	三千九百十円
(3)	形状測定	
イ	接触式によるもの	二千二百三十円
ロ	非接触式(点合焦法)によるもの	
(イ)	一試料につき形状の数が一まで	四千七百四十円
(ロ)	一試料につき形状の数が一を超える場合は、その超える形状の数ごとに	二千二十円
ハ	非接触式(X線CT)によるもの	
(イ)	一試料につき形状の数が一まで	一万九千二百円
(ロ)	一試料につき形状の数が一を超える場合は、その超える形状の数ごとに	三千二百四十円
(4)	歯車測定	
イ	接触式によるもの	一万六千七百円
ロ	非接触式によるもの	一万四千五百円
(5)	真円度測定	
イ	接触式によるもの	二千二百三十円
ロ	非接触式によるもの	五千五百二十円
10	三次元デジタルインジグ	
(1)	一試料につき一時間まで	五千五百四十円
(2)	一試料につき一時間を超える場合は、その超える一時間までごとに	五千二百九十円
11	焼入性評価試験	七千八百五十円
12	表面処理膜等の密着性試験	六千七百二十円
13	その他の金属の物理試験、化学試験又は測	

		二千七百八十円
(3)	X線CTスキャン	
イ	一試料につき一時間まで	一万三千三百円
ロ	一試料につき一時間を超える場合は、その超える一時間までごとに	一万三百円
(4)	X線残留応力測定	
イ	サイン二乗プサイ法によるもの	五千八百六十円
ロ	コサインアルファ法によるもの	五千五百九十円
8	めっきの厚さ試験	九百十円
9	精密測定	
(1)	長さ測定	千三十円
(2)	表面粗さ測定	
イ	接触式によるもの	千三十円
ロ	非接触式(点合焦法)によるもの	三千九百円
ハ	非接触式(干渉法)によるもの	三千八百四十円
(3)	形状測定	
イ	接触式によるもの	二千百九十円
ロ	非接触式(点合焦法)によるもの	
(イ)	一試料につき形状の数が一まで	四千六百六十円
(ロ)	一試料につき形状の数が一を超える場合は、その超える形状の数ごとに	千九百九十円
ハ	非接触式(X線CT)によるもの	
(イ)	一試料につき形状の数が一まで	一万八千九百円
(ロ)	一試料につき形状の数が一を超える場合は、その超える形状の数ごとに	三千百九十円
(4)	歯車測定	
イ	接触式によるもの	一万六千四百円
ロ	非接触式によるもの	一万四千百円
(5)	真円度測定	
イ	接触式によるもの	二千百九十円
ロ	非接触式によるもの	五千四百二十円
10	三次元デジタルインジグ	
(1)	一試料につき一時間まで	五千四百四十円
(2)	一試料につき一時間を超える場合は、その超える一時間までごとに	五千二百円
11	焼入性評価試験	七千七百十円
12	表面処理膜等の密着性試験	六千六百元
13	その他の金属の物理試験、化学試験又は測	

定	七百九十
円以上三千四百八十円以内で知事が定める額	
二 金属組織等の写真撮影手数料	
1 光学顕微鏡による組織等の撮影	三千四百八十円
2 マクロ組織等の撮影	二千六百八十円
三 電気・電子測定試験手数料	
1 電流測定	千三百三十円
2 電圧測定	千三百三十円
3 電気抵抗測定	千三百三十円
4 絶縁抵抗測定	千五百五十円
5 静電容量測定	千三百三十円
6 インダクタンス測定	千三百三十円
7 電力測定	千三百三十円
8 絶縁耐圧試験	二千円
9 インピーダンス測定	二千三百五十円
10 その他の電気・電子測定試験	二千円
以上六千六百三十円以内で知事が定める額	
四 樹脂の物理試験又は化学試験手数料	
1 引張試験	千五百五十円
2 曲げ試験	千五百五十円
3 圧縮試験	千五百五十円
4 比重試験	千五百五十円
5 弾性率試験	千五百五十円
6 摩擦試験	千五百五十円
7 耐薬品性試験	千四十円
五 木質材料等試験手数料	
1 材料強度試験	七百九十円
2 略	
3 塗膜試験	七百九十円
4 略	
5 接着力試験(加工を含み、一試料につき一件とする。)	千四十円
6 キセノンウエザーメータによる耐候試験(一サイクル二十時間を一件とする。)	八千六百四十円
7 静荷重による製品強度試験	千四百四十円
8 収縮率測定	七百九十円
9 浸せきはくり試験	七百九十円
10 結露防止性能試験	一万五千円
11 断熱性試験	一万五千円
12 デュボン衝撃試験器による塗膜試験	千六百二十円
13 実大万能材料試験機による材料強度試験	五千四百三十円
六 食品等の保存試験手数料	
1 一月以内のもの	二千六百八十円
2 一月を超え三月以内のもの	三千三百六十円
3 三月を超え六月以内のもの	四千三十円

定	七百八十
円以上三千四百二十円以内で知事が定める額	
二 金属組織等の写真撮影手数料	
1 光学顕微鏡による組織等の撮影	三千四百二十円
2 マクロ組織等の撮影	二千六百四十円
三 電気・電子測定試験手数料	
1 電流測定	千三百十円
2 電圧測定	千三百十円
3 電気抵抗測定	千三百十円
4 絶縁抵抗測定	千五百三十円
5 静電容量測定	千三百十円
6 インダクタンス測定	千三百十円
7 電力測定	千三百十円
8 絶縁耐圧試験	千九百七十円
9 インピーダンス測定	二千三百十円
10 その他の電気・電子測定試験	千九百七十円
以上六千五百十円以内で知事が定める額	
四 樹脂の物理試験又は化学試験手数料	
1 引張試験	千五百三十円
2 曲げ試験	千五百三十円
3 圧縮試験	千五百三十円
4 比重試験	千五百三十円
5 弾性率試験	千五百三十円
6 摩擦試験	千五百三十円
7 耐薬品性試験	千三十円
五 木質材料等試験手数料	
1 材料強度試験	七百八十円
2 略	
3 塗膜試験	七百八十円
4 略	
5 接着力試験(加工を含み、一試料につき一件とする。)	千三十円
6 キセノンウエザーメータによる耐候試験(一サイクル二十時間を一件とする。)	八千四百九十円
7 静荷重による製品強度試験	千四百二十円
8 収縮率測定	七百八十円
9 浸せきはくり試験	七百八十円
10 結露防止性能試験	一万四千六百円
11 断熱性試験	一万四千六百円
12 デュボン衝撃試験器による塗膜試験	千六百円
13 実大万能材料試験機による材料強度試験	五千三百四十円
六 食品等の保存試験手数料	
1 一月以内のもの	二千六百四十円
2 一月を超え三月以内のもの	三千三百円
3 三月を超え六月以内のもの	三千九百六十円

4	六月を超えるもの	六千六百三十円
七	食品等の検査手数料	
1	物性試験	
(1)	簡単なもの	七百九十円
(2)	機器を使用するもの	
イ	アミログラム特性値によるもの	二千六百八十円
ロ	その他のもの	千五百五十円
2	微生物酵素試験	
(1)	簡単なもの	九百十円
(2)	複雑なもの	二千六百八十円
八	分析手数料	
1	定性分析	千四百四十円
2	定量分析	二千五百七十円
3	定性機器分析	四千三百六十円
4	定量機器分析	四千九百三十円
5	機器微量分析	六千九百七十円
6	金属定量分析	二千七百九十円
7	鉱石の定量分析(石灰石及び苦灰石を除く。)	三千四百八十円
8	金属中のガス分析	二千七百九十円
9	粒度分布測定装置による分析	三千七百六十円
10	X線マイクロアナライザーによる分析	
(1)	定性分析	七千八十円
(2)	定量分析	四万千円
(3)	線分析	七千八十円
(4)	面分析(一試料につき五元素までを一件とする。)	二万二千五百円
11	X線回折装置による分析	四千八百二十円
12	蛍光X線分析装置による分析(鉱物等の検査線法によるものに限る。)	五千七百二十円
13	エネルギー分散型X線による分析	五千七百二十円
14	X線光電子分光装置による分析	
(1)	定性分析	二万三千四百円
(2)	深さ方向分析(一層につき一件とする。)	一万六千七百円
(3)	(1)又は(2)に掲げる分析の追加分析(一件につき一件とする。)	八千七百七十円
15	オーシエ電子分光装置による分析	
(1)	定性分析	六万七千三百円
(2)	面分析	六万七千三百円
(3)	深さ方向分析(一層につき一件とする。)	四万二千五百円
16	食品等の分析	
(1)	定性分析	
イ	簡単なもの	九百十円
ロ	複雑なもの	千五百五十円
(2)	定量分析	

4	六月を超えるもの	六千五百十円
七	食品等の検査手数料	
1	物性試験	
(1)	簡単なもの	七百八十円
(2)	機器を使用するもの	
イ	アミログラム特性値によるもの	二千六百四十円
ロ	その他のもの	千五百三十円
2	微生物酵素試験	
(1)	簡単なもの	九百円
(2)	複雑なもの	二千六百四十円
八	分析手数料	
1	定性分析	千四百二十円
2	定量分析	二千五百三十円
3	定性機器分析	四千二百九十円
4	定量機器分析	四千八百五十円
5	機器微量分析	六千八百五十円
6	金属定量分析	二千七百四十円
7	鉱石の定量分析(石灰石及び苦灰石を除く。)	三千四百二十円
8	金属中のガス分析	二千七百四十円
9	粒度分布測定装置による分析	三千七百円
10	X線マイクロアナライザーによる分析	
(1)	定性分析	六千九百六十円
(2)	定量分析	四万三千円
(3)	線分析	六千九百六十円
(4)	面分析(一試料につき五元素までを一件とする。)	二万二千百円
11	X線回折装置による分析	四千七百四十円
12	蛍光X線分析装置による分析(鉱物等の検査線法によるものに限る。)	五千六百二十円
13	エネルギー分散型X線による分析	五千六百二十円
14	X線光電子分光装置による分析	
(1)	定性分析	二万三千円
(2)	深さ方向分析(一層につき一件とする。)	一万六千四百円
(3)	(1)又は(2)に掲げる分析の追加分析(一件につき一件とする。)	八千三十円
15	オーシエ電子分光装置による分析	
(1)	定性分析	六万六千百円
(2)	面分析	六万六千百円
(3)	深さ方向分析(一層につき一件とする。)	四万千八百円
16	食品等の分析	
(1)	定性分析	
イ	簡単なもの	九百円
ロ	複雑なもの	千五百三十円
(2)	定量分析	

イ	簡単なもの	九百十円
ロ	複雑なもの	千六百七十円
(3)	機器分析	
イ	ガスクロマトグラフによる分析	一万五千五百円
ロ	液体クロマトグラフによる分析	
(イ)	高速液体クロマトグラフによるもの	一万四千元
(ロ)	ペプチド分析システムによるもの	一万三千五百円
(ハ)	有機酸分析システムによるもの	一万四千元
ハ	原子吸光分光光度計による分析	六千六百三十円
ニ	高速アミノ酸分析計による分析	一万五千四百円
ホ	マイクロプレートリーダーによる分析	五万八千五百円
ヘ	窒素・タンパク質測定装置による分析	七千五百七十円

(4) 脂質等抽出 (試料の前処理)

17	グロー放電発光分析装置による分析	六千四百八十円
九	走査型電子顕微鏡等による写真撮影手数料	二万八千五百円

1	走査型電子顕微鏡によるもの	四千八百二十円
2	透過型電子顕微鏡によるもの	二万二千元
3	プローブ顕微鏡によるもの	六千九百六十円
4	電界放射型走査型電子顕微鏡によるもの	二万二千七百円
5	デジタル顕微鏡によるもの	三千九百八十円

栃木県産業技術センター 繊維技術支援センター 手数料細目表

一	繊維の物理試験又は化学試験手数料	
1	耐光試験 (フェードメータ使用) 照射時間	
一	時間につき	
	五点まで	三百八十円
	十点まで	五百十円
	二十点まで	六百六十円
2	洗濯試験	七百九十円
3	汗試験	九百十円
4	染色摩擦試験	七百九十円
5	寸法変化試験	千四百四十円
6	窒素酸化物試験	千九百円
7	ドライクリーニング試験	七百九十円
8	燃焼性試験	千四百四十円
9	検ねん試験	七百九十円

イ	簡単なもの	九百円
ロ	複雑なもの	千六百四十円
(3)	機器分析	
イ	ガスクロマトグラフによる分析	一万千三百円
ロ	液体クロマトグラフによる分析	
(イ)	高速液体クロマトグラフによるもの	一万三千八百円
(ロ)	ペプチド分析システムによるもの	一万三千三百円
(ハ)	有機酸分析システムによるもの	一万三千八百円
ハ	原子吸光分光光度計による分析	六千五百十円
ニ	高速アミノ酸分析計による分析	一万五千二百円
ホ	マイクロプレートリーダーによる分析	五万七千五百円
ヘ	窒素・タンパク質測定装置による分析	七千四百四十円

(4) 脂質等抽出 (試料の前処理)

17	グロー放電発光分析装置による分析	六千三百七十円
九	走査型電子顕微鏡等による写真撮影手数料	二万五百円

1	走査型電子顕微鏡によるもの	四千七百四十円
2	透過型電子顕微鏡によるもの	二万千六百円
3	プローブ顕微鏡によるもの	六千八百四十円
4	電界放射型走査型電子顕微鏡によるもの	二万二千三百円
5	デジタル顕微鏡によるもの	三千九百十円

栃木県産業技術センター 繊維技術支援センター 手数料細目表

一	繊維の物理試験又は化学試験手数料	
1	耐光試験 (フェードメータ使用) 照射時間	
一	時間につき	
	五点まで	三百八十円
	十点まで	五百十円
	二十点まで	六百五十円
2	洗濯試験	七百八十円
3	汗試験	九百円
4	染色摩擦試験	七百八十円
5	寸法変化試験	千四百二十円
6	窒素酸化物試験	千八百七十円
7	ドライクリーニング試験	七百八十円
8	燃焼性試験	千四百二十円
9	検ねん試験	七百八十円

10	引張強さ及び伸び率試験	千四百四十円
11	引裂強さ試験	七百九十円
12	検尺試験	千四百四十円
13	織度試験	七百九十円
14	摩耗強さ試験	千四百四十円
15	通気性試験	千四十円
16	破裂強さ試験	七百九十円
17	繊維鑑別試験	七百九十円
18	重量試験	七百九十円
19	厚さ試験	千四十円
20	密度試験	千四十円
21	編目長試験	千二百三十円
22	ピリング試験	千九百円
23	はつ水度試験	七百九十円
24	その他の物理試験	千三百三十円
25	その他の堅ろう度試験	九百十円
二	分析手数料	
1	定性分析	千九百円
2	定量分析	
(1)	無機化合物又は有機化合物分析	二千六百八十円
(2)	ホルムアルデヒド分析	三千五百八十円
三	光学顕微鏡又は走査型電子顕微鏡による写真撮影手数料	
1	光学顕微鏡によるもの	七百九十円
2	デジタルマイクロスコープによるもの	三千九百八十円
3	走査型電子顕微鏡によるもの	四千八百二十円
栃木県産業技術センター県南技術支援センター手数料細目表		
一	金属の物理試験、化学試験又は測定手数料	
1	引張試験	
(1)	五〇kN型	
イ	伸び計を要するもの	四千四百四十円
ロ	伸び計を要しないもの	二千四百六十円
(2)	五〇〇kN型	
イ	伸び計を要するもの	四千七百十円
ロ	伸び計を要しないもの	二千四百九十円
2	曲げ試験	
(1)	五〇kN型	二千五百円
(2)	五〇〇kN型	千四十円
3	圧縮試験	
(1)	五〇kN型	二千五百円
(2)	五〇〇kN型	千四十円
4	硬さ試験(一試料につき四箇所までを一件とする。)	千四十円
5	精密測定	
(1)	表面粗さ測定	千四十円

10	引張強さ及び伸び率試験	千四百二十円
11	引裂強さ試験	七百八十円
12	検尺試験	千四百二十円
13	織度試験	七百八十円
14	摩耗強さ試験	千四百二十円
15	通気性試験	千三十円
16	破裂強さ試験	七百八十円
17	繊維鑑別試験	七百八十円
18	重量試験	七百八十円
19	厚さ試験	千三十円
20	密度試験	千三十円
21	編目長試験	千二百十円
22	ピリング試験	千八百七十円
23	はつ水度試験	七百八十円
24	その他の物理試験	千三百十円
25	その他の堅ろう度試験	九百円
二	分析手数料	
1	定性分析	千八百七十円
2	定量分析	
(1)	無機化合物又は有機化合物分析	二千六百四十円
(2)	ホルムアルデヒド分析	三千五百二十円
三	光学顕微鏡又は走査型電子顕微鏡による写真撮影手数料	
1	光学顕微鏡によるもの	七百八十円
2	デジタルマイクロスコープによるもの	三千九百十円
3	走査型電子顕微鏡によるもの	四千七百四十円
栃木県産業技術センター県南技術支援センター手数料細目表		
一	金属の物理試験、化学試験又は測定手数料	
1	引張試験	
(1)	五〇kN型	
イ	伸び計を要するもの	四千七十円
ロ	伸び計を要しないもの	二千四百二十円
(2)	五〇〇kN型	
イ	伸び計を要するもの	四千百円
ロ	伸び計を要しないもの	二千四百五十円
2	曲げ試験	
(1)	五〇kN型	二千四百六十円
(2)	五〇〇kN型	千三十円
3	圧縮試験	
(1)	五〇kN型	二千四百六十円
(2)	五〇〇kN型	千三十円
4	硬さ試験(一試料につき四箇所までを一件とする。)	千三十円
5	精密測定	
(1)	表面粗さ測定	千三十円

(2) 形状測定	二千二百三十円
二 金属組織等の写真撮影手数料	
1 光学顕微鏡による組織等の撮影	三千四百八十円
2 マクロ組織等の撮影	二千六百八十円
三 樹脂の物理試験又は化学試験手数料	
1 引張試験	千五百五十円
2 曲げ試験	千五百五十円
3 圧縮試験	千五百五十円
4 硬さ試験	九百十円
5 衝撃試験	九百十円
6 荷重たわみ温度試験	千四十円
7 摩耗試験	千五百五十円
8 流れ試験	千四十円
9 比重試験	千五百五十円
10 弾性率試験	千五百五十円
11 耐薬品性試験	千四十円
四 砕石等の物理試験又は化学試験手数料	
1 微粒分量試験	二千七百九十円
2 ふるい分け試験	二千五百七十円
3 単位容積質量試験	二千五百七十円
4 密度試験	二千五百七十円
5 吸水率試験	四千四百八十円
6 すりへり試験	六千九百七十円
7 CBR試験(一測点につき)	三千四百八十円
8 修正CBR試験(一測点につき)	三千四百八十円
9 締固め試験(一測点につき)	三千四百八十円
10 塑性指数試験	四千四百八十円
11 含水率試験	三千二十円
12 粒形判定実績率試験	一万九千円
13 粗粒率試験	一万二千円
14 有機不純物試験	二千五百七十円
五 分析手数料	
1 定性分析	千四百四十円
2 定量分析	二千五百七十円
3 定性機器分析	四千三百六十円
4 定量機器分析	四千九百三十円
5 機器微量分析	六千九百七十円
6 金属定量分析	二千七百九十円
7 鉱石の定量分析(石灰石及び苦灰石を除く。)	三千四百八十円
8 粒度分布測定装置による分析	三千七百六十円
9 X線回折装置による分析	四千八百二十円
10 蛍光X線分析装置による分析(鉱物等の検査線法によるものに限る。)	五千七百二十円
11 エネルギー分散型X線による分析	

(2) 形状測定	二千二百九十円
二 金属組織等の写真撮影手数料	
1 光学顕微鏡による組織等の撮影	三千四百二十円
2 マクロ組織等の撮影	二千六百四十円
三 樹脂の物理試験又は化学試験手数料	
1 引張試験	千五百三十円
2 曲げ試験	千五百三十円
3 圧縮試験	千五百三十円
4 硬さ試験	九百円
5 衝撃試験	九百円
6 荷重たわみ温度試験	千三十円
7 摩耗試験	千五百三十円
8 流れ試験	千三十円
9 比重試験	千五百三十円
10 弾性率試験	千五百三十円
11 耐薬品性試験	千三十円
四 砕石等の物理試験又は化学試験手数料	
1 微粒分量試験	二千七百四十円
2 ふるい分け試験	二千五百三十円
3 単位容積質量試験	二千五百三十円
4 密度試験	二千五百三十円
5 吸水率試験	四千四百円
6 すりへり試験	六千八百五十円
7 CBR試験(一測点につき)	三千四百二十円
8 修正CBR試験(一測点につき)	三千四百二十円
9 締固め試験(一測点につき)	三千四百二十円
10 塑性指数試験	四千四百円
11 含水率試験	二千九百七十円
12 粒形判定実績率試験	一万八千七百円
13 粗粒率試験	一万千八百円
14 有機不純物試験	二千五百三十円
五 分析手数料	
1 定性分析	千四百二十円
2 定量分析	二千五百三十円
3 定性機器分析	四千二百九十円
4 定量機器分析	四千八百五十円
5 機器微量分析	六千八百五十円
6 金属定量分析	二千七百四十円
7 鉱石の定量分析(石灰石及び苦灰石を除く。)	三千四百二十円
8 粒度分布測定装置による分析	三千七百円
9 X線回折装置による分析	四千七百四十円
10 蛍光X線分析装置による分析(鉱物等の検査線法によるものに限る。)	五千六百二十円
11 エネルギー分散型X線による分析	

<p style="text-align: right;">五千七百二十円</p> <p>栃木県産業技術センター繊維物技術支援セン ター手数料細目表</p> <p>一 繊維の染色加工手数料</p> <p>1 糸布類の浸染(精練又は漂白を含む。)</p> <p>(1) つむぎ糸浸染 千三百三十円</p> <p>(2) かすり糸浸染 二千六百八十円</p> <p>2 糸布類の精練又は漂白 七百九十円</p> <p>二 製織準備加工手数料</p> <p>1 整経 二千三百五十円</p> <p>2 のり付け 七百九十円</p> <p>3 機巻き</p> <p>(1) 無地 二千六百八十円</p> <p>(2) かすり 五千三百八十円</p> <p>三 図案作成手数料</p> <p>1 創作図案 二千元</p> <p>以上一万三千八百円以内で知事が定める額</p> <p>2 設計図案 千二百三十 円以上三万三千六百円以内で知事が定める額</p> <p>栃木県産業技術センター窯業技術支援セン ター手数料細目表</p> <p>一 窯業材料等の耐火度、耐圧強度、吸水率又は 比重等の物理試験手数料</p> <p>1 耐火度試験 四千八百二十円</p> <p>2 曲げ試験(一種類につき五個を一件とす る。) 三千七百五十円</p> <p>3 吸水率試験(一種類につき五個を一件とす る。) 七百九十円</p> <p>4 摩耗試験 千七百七十円</p> <p>二 分析手数料</p> <p>1 X線回折装置による分析 四千八百二十円</p> <p>2 蛍光X線分析装置による分析 五千七百二十円</p>	<p style="text-align: right;">五千六百二十円</p> <p>栃木県産業技術センター繊維物技術支援セン ター手数料細目表</p> <p>一 繊維の染色加工手数料</p> <p>1 糸布類の浸染(精練又は漂白を含む。)</p> <p>(1) つむぎ糸浸染 千三百十円</p> <p>(2) かすり糸浸染 二千六百四十円</p> <p>2 糸布類の精練又は漂白 七百八十円</p> <p>二 製織準備加工手数料</p> <p>1 整経 二千三百十円</p> <p>2 のり付け 七百八十円</p> <p>3 機巻き</p> <p>(1) 無地 二千六百四十円</p> <p>(2) かすり 五千二百九十円</p> <p>三 図案作成手数料</p> <p>1 創作図案 千九百七十 円以上一万三千六百円以内で知事が定める額</p> <p>2 設計図案 千二百十円 以上三万三千元以内で知事が定める額</p> <p>栃木県産業技術センター窯業技術支援セン ター手数料細目表</p> <p>一 窯業材料等の耐火度、耐圧強度、吸水率又は 比重等の物理試験手数料</p> <p>1 耐火度試験 四千七百四十円</p> <p>2 曲げ試験(一種類につき五個を一件とす る。) 三千六百九十円</p> <p>3 吸水率試験(一種類につき五個を一件とす る。) 七百八十円</p> <p>4 摩耗試験 千七百四十円</p> <p>二 分析手数料</p> <p>1 X線回折装置による分析 四千七百四十円</p> <p>2 蛍光X線分析装置による分析 五千六百二十円</p>
---	--

(栃木県収入証紙条例施行規則の一部改正)

**第十七条** 栃木県収入証紙条例施行規則(平成十六年栃木県規則第三十二号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(収入証紙の取扱費)</p> <p><b>第五条</b> 条例第九条の規定により知事が交付する取扱費の額は指定人に対する収入証紙の売渡価格の百分の三に相当する金額に百分の百十を乗じて得た額とし、その交付の方法は別に定める。</p> <p>2 略</p>	<p>(収入証紙の取扱費)</p> <p><b>第五条</b> 条例第九条の規定により知事が交付する取扱費の額は指定人に対する収入証紙の売渡価格の百分の三に相当する金額に百分の百八を乗じて得た額とし、その交付の方法は別に定める。</p> <p>2 略</p>

(牛の伝達性海綿状脳症検査手数料の額に関する規則の一部改正)

**第十八条** 牛の伝達性海綿状脳症検査手数料の額に関する規則(平成十七年栃木県規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>栃木県手数料条例（昭和三十二年栃木県条例第一号）第五条の規定に基づき、同条例別表第一の三百七十三の項の下欄第十一号に規定する牛の伝達性海綿状脳症検査手数料について知事が定める額は、一頭につき七千四百円（死体の保管を伴う場合にあつては、八千円）とする。</p>	<p>栃木県手数料条例（昭和三十二年栃木県条例第一号）第五条の規定に基づき、同条例別表第一の三百七十三の項の下欄第十一号に規定する牛の伝達性海綿状脳症検査手数料について知事が定める額は、一頭につき四千五百円（死体の保管を伴う場合にあつては、五千円）とする。</p>

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成三十一年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第四条の規定 公布の日
- 二 第十三条、第十五条及び第十八条の規定 平成三十一年四月一日
- 三 第五条中栃木県都市公園条例第八条及び別表第一の改正規定 平成三十一年十一月一日

（手数料の改正に伴う経過措置）

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に申請、依頼等がなされている事務に係る栃木県家畜保健衛生所手数料規則、栃木県産業技術センター等手数料の額に関する規則及び牛の伝達性海綿状脳症検査手数料の額に関する規則に規定する手数料については、なお従前の例による。

（使用料等の改定に伴う経過措置）

3 施行日前に許可を受けて、栃木県林業センター設置、管理及び使用料条例施行規則、栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例施行規則及び栃木県産業技術センター設置、管理及び使用料条例施行規則に規定する施設等を使用し、又は利用する者の当該使用又は利用に係る使用料については、なお従前の例による。

（文書学事課）

栃木県規則第十七号

栃木県立衛生福祉大学校規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

栃木県知事 福田 富一

栃木県立衛生福祉大学校規則の一部を改正する規則

栃木県立衛生福祉大学校規則（昭和三十九年栃木県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

別表の5 歯科技術学部歯科技工学科の部を次のように改める。

5 歯科技術学部歯科技工学科

教育内容	授業科目	単位数	時間数	備考
基礎分野	外国語	1	30	
	美術概論	1	16	
	美術デッサン	1	16	
	情報処理	1	16	
	人間と生活	1	16	
	コミュニケーション	1	16	
	体育 I	1	30	
体育 II	1	30		



		計	7	154	
専	歯科技工と歯科医療	関係法規	1	16	
		歯科技工学概論	1	30	
歯科技工管理学		1	28		
基	歯・口腔 <small>くう</small> の構造と機能	口腔 <small>くう</small> 解剖学	1	30	
		歯の解剖学	1	30	
		歯の解剖学実習	2	90	
		顎 <small>くう</small> 口腔機能学Ⅰ	1	30	
		顎 <small>くう</small> 口腔機能学Ⅱ	1	16	
		顎 <small>くう</small> 口腔機能学実習	1	30	
分	歯科材料・歯科技工機器と加工技術	歯科理工学金属	2	60	
		歯科理工学金属実習	1	44	
		歯科理工学非金属	3	66	
		歯科理工学非金属実習	1	44	
		計	17	514	
専	有床義歯技工学	全部床	2	50	
		全部床実習基礎	3	120	
		全部床実習応用	2	90	
		部分床	2	50	
		部分床実習基礎	3	120	
		部分床実習応用	1	44	
		全部金属冠	1	16	
		全部金属冠実習基礎	2	90	
		全部金属冠実習応用	2	60	
		前装冠	1	16	

門	歯冠修復技工学	前装冠実習基礎Ⅰ	1	44		
		前装冠実習基礎Ⅱ	1	44		
		ブリッジ	1	30		
		ブリッジ実習基礎	2	88		
		ブリッジ実習応用	1	44		
		部分被覆冠	1	16		
		部分被覆冠実習基礎	1	30		
		部分被覆冠実習応用	1	44		
	分	小児歯科技工学	小児歯科技工学	1	16	
			小児歯科技工学実習応用	1	44	
	野	矯正歯科技工学	矯正歯科技工学	1	16	
			矯正歯科技工学実習応用	1	44	
	野	歯科技工実習	金属床実習	1	44	
			全部床実習	2	90	
			部分床実習	1	44	
義歯修理実習			1	30		
前装冠実習Ⅰ			2	90		
前装冠実習Ⅱ			2	90		
前装冠実習Ⅲ			1	44		
ブリッジ実習			1	44		
矯正歯科技工学実習			1	44		
計				44	1,636	
合 計			68	2,304		

## 附 則

- 1 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。
- 2 平成三十一年三月三十一日において栃木県立衛生福祉大学校歯科技術学部歯科技工学科に在学する者に係る授業科目及び時間数については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(医療政策課)

**栃木県規則第十八号**

県が経営する水道用水供給事業の水道技術管理者の資格等を定める条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

栃木県知事 福田 富 一

**県が経営する水道用水供給事業の水道技術管理者の資格等を定める条例施行規則の一部を改正する規則**  
県が経営する水道用水供給事業の水道技術管理者の資格等を定める条例施行規則（平成二十五年栃木県規則第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(布設工事監督者の資格)</p> <p><b>第二条</b> 条例第四条第六号の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）<u>第四条第一項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者</u>（選択科目として上水道及び工業用水道）を選択したものに限り、一年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p style="text-align: center;">(水道技術管理者の資格)</p> <p><b>第三条</b> 条例第五条第一項第四号の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>一 条例第四条第一号、第三号及び第四号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目（次号において「その他の学科目」という。）を修めて卒業した後、<u>学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後</u>、同条第一号に規定する学校を卒業した者にあつては五年以上、同条第三号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）にあつては七年以上、同条第四号に規定する学校を卒業した者にあつては九年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>二・三 略</p> <p>2 略</p>	<p style="text-align: center;">(布設工事監督者の資格)</p> <p><b>第二条</b> 条例第四条第六号の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）<u>第四条第一項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者</u>（選択科目として上水道及び工業用水道又は水道環境）を選択したものに限り、一年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p style="text-align: center;">(水道技術管理者の資格)</p> <p><b>第三条</b> 条例第五条第一項第四号の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>一 条例第四条第一号、第三号及び第四号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目（次号において「その他の学科目」という。）を修めて卒業した後、<u>同条第一号に規定する学校を卒業した者</u>にあつては五年以上、同条第三号に規定する学校を卒業した者にあつては七年以上、同条第四号に規定する学校を卒業した者にあつては九年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>二・三 略</p> <p>2 略</p>

**附 則**

- 1 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行前に行われた技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）第四条第一項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であつて、選択科目として水道環境を選択したものは、この規則による改正後の県が経営する水道用水供給事業の水道技術管理者の資格等を定める条例施行規則第二条第三号の適用については、同法第四条第一項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に係るものに合

格した者であつて、選択科目として上下水道及び工業用水道を選択したものとみなす。

(生活衛生課)

# 告 示

## 栃木県告示第百六十六号

栃木県病院事業の設置等に関する条例の規定により知事が定める金額の告示(昭和六十一年栃木県告示第七百二十号)の一部を次のように改正し、平成三十一年十月一日から適用する。ただし、平成三十一年九月三十日以前になされている複写の申立てに係る検査結果の画像複写料については、なお従前の例による。

平成三十一年三月二十九日

栃木県知事 福田 富一

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
区	金額	区	金額
診療料金	略	略	略
	検査結果の画像複写料 次に掲げる複写の方法に応じ、それぞれ次に定める金額 1 レントゲンフィルムへの複写 イ 半切一枚につき 六百七十円 ロ 大角一枚につき 五百五十円 ハ 略 ニ 四切一枚につき 三百二十円 ホ 六切一枚につき 二百二十円 2 光ディスクへの複写一枚につき 千二百二十円	検査結果の画像複写料 次に掲げる複写の方法に応じ、それぞれ次に定める金額 1 レントゲンフィルムへの複写 イ 半切一枚につき 六百六十円 ロ 大角一枚につき 五百四十円 ハ 略 ニ 四切一枚につき 三百十円 ホ 六切一枚につき 二百十円 2 光ディスクへの複写一枚につき 千百円	
略	略	略	略
保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等(平成十八年厚生労働	第四百九十八号告示第十号の通算対	保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等(平成十八年厚生労働	第四百九十八号告示第十号の通算対

<p>省告示第四百九十八号。以下「第四百九十八号告示」という。第八号の計算方法により計算した入院期間が百八十日を超えた日以後の入院料(第四百九十八号告示第九号に掲げる者に係るものを除く。)</p>	<p>象入院料の基本点数を用いて診療報酬の算定方法の例により算定した金額の一分五厘に相当する金額に百分の百十を乗じて得た金額。ただし、その金額に十円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた金額</p>	<p>略</p>
<p>生命保険及び損害保険の保険者による調査に係る医師の面談料</p>	<p>三十分につき 五千八百三十円</p>	<p>略</p>

(保健福祉課)

## 教育委員会

### 栃木県教育委員会規則第十一号

栃木県立美術館管理規則及び栃木県立博物館管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

栃木県教育委員会教育長 宇田 貞夫

### 栃木県立美術館管理規則及び栃木県立博物館管理規則の一部を改正する規則

(栃木県立美術館管理規則の一部改正)

**第一条** 栃木県立美術館管理規則(昭和四十七年栃木県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第1(第5条関係) 撮影等料金			別表第1(第5条関係) 撮影等料金		
区分	料	金	区分	料	金
写 真 撮 影	モノクローム	1点1回につき <u>1,670円</u>	写 真 撮 影	モノクローム	1点1回につき <u>1,640円</u>
	カラー	1点1回につき <u>3,360円</u>		カラー	1点1回につき <u>3,300円</u>
模写・模造		1点1回につき <u>2,230円</u>	模写・模造		1点1回につき <u>2,190円</u>

熟 覧	1点1日につき	<u>220円</u>	熟 覧	1点1日につき	<u>210円</u>
略			略		
備考 略			備考 略		

(栃木県立博物館管理規則の一部改正)

第一条 栃木県立博物館管理規則(昭和五十七年栃木県教育委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表(第5条関係) 撮影等料金				別表(第5条関係) 撮影等料金			
区 分	料		金	区 分	料		金
写 真 撮 影	モノク ローム	1点1回につき	<u>1,670円</u>	写 真 撮 影	モノク ローム	1点1回につき	<u>1,640円</u>
	カラー	1点1回につき	<u>3,360円</u>		カラー	1点1回につき	<u>3,300円</u>
模写・ 模 造	1点1回につき		<u>2,230円</u>	模写・ 模 造	1点1回につき		<u>2,190円</u>
熟 覧	1点1日につき		<u>220円</u>	熟 覧	1点1日につき		<u>210円</u>
略				略			

附 則

- この規則は、平成三十一年十月一日から施行する。
- 第一条の規定による改正後の栃木県立美術館管理規則別表第一の規定及び第二条の規定による改正後の栃木県立博物館管理規則別表の規定は、この規則の施行の日以後に美術資料又は博物館資料の撮影、模写又は模造等の許可を受ける者に係る使用料について適用し、同日前に美術資料又は博物館資料の撮影、模写又は模造等の許可を受けた者に係る使用料については、なお従前の例による。

(生涯学習課)